

# 会 議 録 目 次

令和4年第2回海田町議会定例会（第2日目）

令和4年3月2日（水）午前9時00分 開議

日程第1	施政方針	6
日程第2	一般質問	
	○多田雄一議員	44
	○佐中十九昭議員	52
	○下岡憲国議員	62
	○兼山益大議員	82
	○大高下光信議員	96
	（延 会）	99

令和4年第2回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 令和4年3月1日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開 議 3月2日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員  
なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	今岡寛之
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育次	長	森山真文
下水道担当参事		龍岩広幸
建設部次	長	門前誠司
企画課	長	藤原靖
魅力づくり推進課	長	脇本健二郎
財政課	長	吉本真人
総務課	長	中村修介
税務課	長	松井良哲
防災課	長	宮垣将司
デジタル推進課	長	下野武士
町民生活課	長	水川綾子
住民課	長	近森茂
社会福祉課	長	杉本幸穂
こども課	長	新藤正敏
長寿保険課	長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
上下水道課	長	木村生栄
建設部付課	長	早稲田誠

(地方公営企業法適用化担当)

会 計 管 理 者	中 川 修 治
生 涯 学 習 課 長	中 下 義 博
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監	松 本 孝 司
新 庁 舎 整 備 室 長	山 田 長 秀
環 境 セ ン タ ー 所 長	谷 川 雅 彦
建 設 課 主 幹	矢 熊 健 治

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査         | 水 野 啓 太 |
| 主 任         | 辻 千 奈 美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 施政方針
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 第11号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第12号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第13号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第14号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第15号議案 海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第16号議案 海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第17号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第18号議案 令和4年度海田町一般会計予算
- 日程第11 第19号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 第20号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第13 第21号議案 令和4年度海田町介護保険特別会計予算

日程第14 第22号議案 令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 第23号議案 令和4年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。なお、換気のために窓を開放しております。また、防寒のための膝かけ等の使用を許可しておりますので、よろしく願いいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）改めまして、おはようございます。昨日の質疑に対する答弁について、誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。内容につきましては、担当者のほうから説明をさせます。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）昨日、第6号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第10号の資料8、補正予算説明書における兼山議員の障害者家庭等上下水道使用料減免負担金の障がい者のがいの字の表記についての質疑に対し、社会福祉課長が、「平仮名で記載すべきところでした。訂正させていただきたいと思っております。」と答弁をさせていただきましたが、正しくは、「公用文や各種資料の作成において明確に使い分けをしておりますので、今後、使用方法を整理し、共通認識の下、使い分けをまいります。」と答弁すべきところでした。訂正し、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。今の説明で、今後使い分けをする、どのようにされるか、詳しくちょっとお願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まだ現在のところ、いろんな公用文、資料についてまちまちの取扱いをしておりますので、そこをいったん整理させていただきまして、どういう場合はどう使うというのを明確にして、住民の方にも分かりやすい資料作成等に努めてまいりたいと考えますので、もうしばらくお時間いただければと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）その事情は分かったけども、じゃあ、今回の場合はどうなってるんですか。そのままいくのか、このままいかせてくださいというのか、そうじゃない、直しますよって、社会福祉課長が言ったように直しますと言った以上直すのか、その答えをまず言うべきでしょう。今後の取扱いについては、こうしますというのが本来の筋じゃないんですか。だから、今回のこの議案に出された問題はどうか処理するんですか。その答えをはっきり言った上で、今後の方針について答えを出していただきたいのと、前にも同じような問題を確か兼山議員が質問したと、あったと思います。そのときに執行部で答えられた答弁は、公用文でははっきりと漢字を使わせていただきます、それ以外のところでは平仮名を使います、というはっきり答弁を出されたんじゃないんですか。それとの互換性はどうかしてるんですか。それについてもきちんとした、分かるように説明をお願いしますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の提出させていただきました議案については、現在のところ、まだ整理ができておりませんので、このままでいかせていただければと考えております。今後につきましては、先ほど申し上げましたが、当然に、こういった資料、こういった議案、こういった規定、そういったものにどう使っていくかというのは再度整理をさせていただきたいと思っております。議員御指摘のとおり、兼山議員の以前の質問で平仮名を使うというような答弁をさせていただいておるんですが、現在のところ、まちまちな取扱いでございますので、そこら辺はもう一度整理をさせていただきたいと考えています。

○議長（桑原）ただいま説明のあった昨日の会議における説明員の発言については、訂正することに皆さん御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、町長の発言の訂正の申出については許可をいたします。この際、町長、執行部の皆さんに申し上げます。本会議の場は議案を

審査する極めて重要な場でございます。発言内容には責任を持っていただくとともに、資料の提出についても細心の注意を払い、情報連携をしながらしっかりと確認した上で提出をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、施政方針についてを議題といたします。

これより、昨日の施政方針に対する質問を行いたいと思いますが、ここで議長よりお願いと確認をしておきたいと思いますが、予算審査特別委員会、また一般質問の場で質疑質問ができるものについては、予算審査特別委員会や一般質問の場で質疑質問を行っていただきたいと思いますので、どうかよろしく御協力いただきますようお願いを申し上げます。また、施政方針に対する質問の回数は、議員1人につき3回までといたします。それでは、これより、町長の施政方針に関する質問を行います。質問があれば許します。多田議員。

○12番（多田） 12番、多田です。これ施政方針、今、コロナ禍であり、また、災害復旧の道半ばということで大変だとは思いますが、ただ、先日、町民の方から、今年度予算について何か目玉があるかと聞かれて、ちょっと返答に窮したところがあります。何かあったかなという。町長がおっしゃられるオンリーワンですよね。ずっと町長になられてから、オンリーワン政策を取られてきたと思うんですけど、それがちょっと今回見えてないということ、まずこれが1点。それから、教育のところでは述べておられます、夢と志を持ち挑戦するというふうにおっしゃられてたんですが、この夢と志を持つというところの夢の部分ですよね、これがなかなかこの施政方針から見えてこないんですが、その点について町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） まず、1点目のオンリーワンが見えてないというふうに言われましたが、私の1期目のときに基本的には町の4分割、それにおけるオンリーワン戦略という形で提案させていただいて、4年間進めてきた過程がございます。そういった中に基本的に4分割するというのは、やはり一番KPI、要するに数値としては、人口、社人研が非常に落ちてくるというレポートが出たわけですね。そういった中に全体的に町をしっかりと築き上げるためには、その四つの町をしっかりとオンリーワンで進めていきたい。そうすることによって人口減少対策を図りながら、かつ、その魅力をしっかりと磨いていこうという考え方の下に進めさせていただいております。それらの結果に基づいて、国

勢調査によりますと、その5年間の間に約1,000人弱ほど人口が増えてきております。特に、その4年間においては、東地区、それから南地区、そういったところが大きく人口が増えてきている結果が生まれてきております。そういった意味でそのオンリーワンというのはまちづくりに欠かせない考え方、あくまでも考え方、考え方を踏襲したことは意義あったというふうに思っていますし、そういった考え方は、やはり今後も進めていかないとはいけません。それをまとめるのにはどうすればいいかという、オンリーワン戦略を今四つになっていますが、これらをうまく集中させながら、どのような形態にしていくかというのはまちづくりで、総合計画に基づいて都市計画マスタープラン、それから、立地適正化計画、それから国土強靱化計画というものを示しながら、これからのまちづくりを進めていくというふうな考え方の中で、オンリーワンという母体の中に今が築かれたというふうに思っております。それから、夢と志という中のこの夢、基本的に私が考えているのは、特に教育面、これ非常に力を入れていかないとはいけないというふうに思っております。その教育を支えるためには、子どもたちがしっかり産み育てられてきているということが大事だと思いますので、そういったところはネウボラ等でカバーしながら、それらを幼保小中高に向けて、志をしっかり持てる、特に人口減少対策を進めることによって、魅力がしっかりと皆さんに享受できる、今回の第5次総合計画で申しますと、暮らしやすさが実感できるまち、これがやはり基本的な夢、その中に教育面では夢と志を持って、そういったところを表現されているというふうに思いますし、その基本は、今からの日本を支える基本は、教育に基づいて築き上げられるというふうに考えております。以上です。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） このオンリーワンについての御説明ですが、そこら辺の町長の考えというのがこの施政方針の中に入っていないというのが、ちょっと疑問に思うのが一つ。それと、人口は確かに増えております。それですが、これは土地利用に関してマンション等々がどんどんできて人口も増えているという自然増だと思うんですが、これからもこれが続くとは多分限らないと思います。土地利用のことについても高度利用をどんどんしていかないと、海田町って限られた土地ですから、そういった面についてもこの5ページに書いてありますように、先ほど町長申し上げられましたが、暮らしやすさを実感できるというところですよ。これについての、何をすれば暮らしやすさを実感できるのか、そこら辺についても、ちょっとこの施政方針には見えてこないんですが、町長のお考え

をお聞かせください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどのオンリーワン戦略が施政方針に入っていないというふうな表現をされたんですが、やはり時代が流れます。まず、1期目のときにオンリーワン戦略をさせていただきましたが、そこの中で、やはりある程度基盤ができてきたというところで、その基盤の中に基づいて今回の設計図を作り上げたわけです。皆様に提示しながら、第5次総合計画というのを作り上げました。その説明のときにきちんとさせていただいたと思いますが、基本的にはバックキャストといって、40年先ぐらのまちづくりをまず描こうではないか。その中に大事なものは、人口が落ちたら、要するに縮小していきますよと、町がですね。その、要するに解決のためには40年後にも、やはり今の現状の人口が維持できるように考えようとしたのが第5次総合計画、そのバックキャストの考え方ともう一つは今までの職員の方々、議員の方々のおかげをもって歴史ができてきているわけですね。そのバックチェックをうまく整理して、第5次総合計画で皆様にお示しして、御理解をして、それを今実行してきている。その中のものが、今回は2年目になります。この形で施政方針で示させていただいておる。その中に大きなプランは、先ほど言いましたように、国土強靱化計画とか、都市マス、それから立地適正化計画、そういったプランを作り上げて、それを具現化して、施政方針に織り込ませていただいている。その第5次総合計画の中に五つの視点をしっかり皆様にお示ししたと思います。その視点に基づいて、今回の施政方針を作り上げてるということでございますので、しっかりと説明は私はできているというふうに思います。理解ができないところにおきましては、今後もしっかりと皆様に御理解いただけるように、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）町長、暮らしやすさとは何ですかというところの質問。

○町長（西田）次に、暮らしやすさというのは、皆さんも海田町っていったら、どのように考えられているかというところだというふうに思いますが、まず一番に、大きなスーパーが5店舗ぐらいありますね。そういった、それが均等に、町全体に点在していると、そういったこともあります。それから、医療機関、医療が29、それから歯医者が19ぐらいある町なんです。そういったところはやはり住民の方々ですね、いろんな意味で、利便性、そういったもので暮らしやすさ、衣食住の暮らしやすさ、これは享受いただいているんじゃないかなと。私が作ったわけじゃないですが、今までの歴史の中に作り上げ

て、今回の形のを提案しながら、それを更に好循環に回るように回るように、まちづくりを進めていきたいというのが今回の施政方針でございますので、暮らしやすさの実感においては、町民のアンケートからしても約85パーセントぐらい、その満足度が出てきていますし、教育レベル、小学校とか幼稚園のレベルの保護者に聞いても、約80パーセントぐらいの、前後のアンケート結果も出てきていますから、そういった意味では暮らしやすさが実感していただいていると私は認識しております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） その点は分かります。ただ、その暮らしやすさの中に、今、町長がおっしゃられた、例えばスーパーとか病院とか、交通の便とかいうのは、これは町の施策でどうこういふじゃなくて、自然的にそういうふうになったと、立地的に、そういう面があると思います。その中で、町長のおっしゃられるオンリーワンというのは、今までは各4地区のオンリーワンをおっしゃられたんですけど、私が思うのは、海田町独自、要するに県内、国内含めてですよ。海田町のオンリーワンというのがこれが必要じゃろうと思うんです、今からの時代では。それがないと、やっぱり今からの長い、先ほど町長言われた40年スパンで考えると、海田町独自で何かオンリーワンというのがないと、暮らしやすさとか、それから海田町に住みたいよというプラスアルファがないと思うんです。そこら辺がちょっとこの施政方針から見えてこなかったのが今お聞きしているわけですので、町長として、この海田町のオンリーワン、4地区のオンリーワンじゃなくて、海田町のオンリーワンというのをどのようにお考えなのかもう1回お聞きします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 先ほどお示しましたように、バックチェックに基づいて、どう言うんですかね、スーパーが集まったとか医療機関が来た、これは先人の人のおかげです。いろんなインフラをして、そのインフラの中で築き上げられた結果です。その次の結果を私今継がしていただいています。その次の結果のときにどのように考えるかというところなんです、それは今回の施政方針の中にもお示ししているように、まちづくりの五つの視点、これをしっかりお示した中に、それらを好循環に、一番大事なのは、スーパーとか医療機関があるというだけで満足できるか、それは言われるとおりにだと思います。しかし、それに、交通のネットワークとか、それから、教育、一番、私は思うのはやっぱり教育が人を作っていきますから、まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりというふうに考えます。そういった意味から、教育も当然進めていかないとはいけません。

それらの全体の底上げを図っていく。基本的には何かに特化したとかいう海田町ではないと思います。例えば、観光に重点的にできるかという、そういう町ではない。だから、基本的にはベーシックな状態、基本的なものをとにかく底上げを少しずつこう上げていく、いろんな分野において。それをやろうとしているのが今回の五つの視点なんです。この視点に基づいてまちづくりを築き上げ、更にこれが、昨年、今年、来年に向けて、とにかく好循環に物事が進んでいく、今は好循環に動いてきていますので、いろんな意味です。だから、財政面も含めてですよ。そういった面を含めて、好循環に今動いてきていますので、それを基本的にすることがオンリーワンと、町全体のオンリーワンというふうに理解していただいてもよろしいかというふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。3点だけお尋ねします。一つは、3ページの新型コロナウイルス感染対応、一番下に町民の生命と生活を守る取組を推進してまいります、このように町長は施政方針で方針を掲げておられますが、新型コロナは昨年から今年に入って、非常に爆発的に感染が広がってきて、昨日の段階で867人、今日見ると870人ということで、今日の中国新聞を見れば、県内のところで非常に頑張っているなど、この指標だけで見ればそう感じるわけですが、私が思うのは、町民の生命と生活を守るこの推進、自宅療養が今指示されて、そういう方向でやっておられると思うんですよね。県も方針がそうなんだと思いますが、容体が急変をして死亡するケースが発生するのではないかと、本当に安全でこの町民の生活を守ることがこれでできるのかかどうか。県に対して宿泊療養施設や医療従事者、あるいは患者、町長はこれでいいと思っているのかどうか、この施政方針はどうなのか、それをお尋ねします。それが1点。もう一つは、これは10ページ、11ページ、13ページに文言として、先ほど謝罪された問題、使い分けをするという発言で謝罪をされましたけれども、何が言いたいかと言いますと、安心・安全が10ページ、安全・安心が11ページ、安心・安全が13ページ、町長考えてみてください。安心が先に来るのはおかしいんじゃないですか。安全であるからが安心される。今、使い分けをするという総務部長の発言でしたが、何でも対策をして、そして、その事業によって町民が安心をする、安全対策を先にしなければならないのに安心が先に来ると。それ3か所、私がここで、まだあるんかも分かりませんが、どういう解釈をしたらいいのか、これをお尋ねします。もう一つは、19ページ、男女共同参画基本計画、海田町では第3次と言いますが、広島県は第5次なんですね。広島県のジェンダー平等、私

は男女共同参画計画、それ以前にジェンダー平等、ここが基本でなかったらいかんと思っています。町長、バッジを付けておられますが、SDGsの17項目あるのを知っていますか。格好がいいから付けるいうだけじゃなくて、1番目は貧困の問題、2番目には飢餓の問題、3番目には健康と福祉の問題、4番目には質の高い教育の問題、5番目に男女共同参画、ジェンダー平等なんですね。これが非常に機械的に何かやっているという、広島県内でもいろんな問題が起きて、町職員の役員の、役員という肩書の問題で、登用試験の問題でも、今まで男性ばかりがそういう管理職についておりましたが、海田町はまだまだ進んでいるほうです。議員の議席に対しても16名のうち5名は女性だし。町民の半数は女性なんです。半分は女性がおってもおかしくはないと思うんですよ。昔の家長制度で、家主がおって、それから世帯主という名目で、今、なくそうという、そういう世帯主が男性でなくても女性でもいいと、こういう今の状況の中で、ここに掲げておられますが、どういう方向で具体的に第3次を作ろうとしているのか、今までの延長線上でやっていく、ここにはいろんな問題があると思うんです。もう少し改善をする必要があるし、今から、作ることに、いろいろ町長の手腕の中で発揮されると期待もしておるんですが、私としては男女共同、いわゆるジェンダー平等ですよ。いろんな、家の中もそうですし、ここの議会の中でも、職員も議員も事務局も皆平等で対応するようなそういう雰囲気を作っていく限りは、人権や人格やそうした、子どもであろうと我が子であろうと他人であろうと、同じ人格を持っておるわけですから、そういう行政が必要ではないかというように思うんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大変失礼なんですけど、3点目からちょっとお答えしたいと思います。まず、3点目の男女共同参画の計画の作りにおいて、方向性、必要性、それから男女平等というそういった考え方の中で、行政運営を行っているかという質問だというふうに思います。基本的に佐中議員の今申し上げられた考え方、これも私も同様だというふうに考えておりますし、SDGsの考え方も含めて、それらを遂行していくということも、私は進めていきたいと思っています。その中に大事なものは、誰かに特化してこれをやろうというんじゃなくて、できるところから解決していくという、そういった踏み出しをしていきたい、SDGsに関しては。それから、行政運営においては役職の話も出ましたが、それはしっかりと私も努力させていただきながら、そういった構成を少しずつ上げてきて

いる。その中で広島県の中にも男女共同参画の、あくまでも数字ですから、それをとやかく言うわけではないですが、比較する意味も逆にはないかと思いますが、絶対的に今存在しているのは男女、そのほかにいろんな形のジェンダーの方々も含めて、いろんな多様化した、要するに人材が今おられますので、それにきっちりと対応できるようにしていけないといけないと考えております。そういった意味でここを書かせていただいておりますし、その計画はしっかりとその精神を織り込んで作っていきたいというふうに思います。職員の役職の関係はしっかりと今後に活かしていきたいというのが3点目のところ。それから、あと、10、11ページだったですかね、11ページの安全・安心、そのどちらが先かと言われた話なんですけど、基本的に防災関係は基本的には安全が先だと。安全を作ることによって安心が生まれるというふうに考えていきたいというふうに思っております。だから、いろんな施策を打ってきているわけです。それ以外におきましては、どっちが先とかいうんじゃないかと、私はイコールだというふうに理解しています。だから、一つのワードとして、言葉として捉えていただければいいんじゃないかなと。安全も安心、安心も安全、先ほど言いましたように教育の関係もですが、人づくりは教育づくり、教育づくりは人づくりとか、そういった意味で、行政も同じです。道づくりはまちづくりとかまちづくりは道づくりとか、そういう表現にいろんな形で皆さん利用されております。そういった意味で、私は基本的にはイコールとして捉えながら進めていくというのが、町の進め方ではないかということで、ちょっと言葉に、前からいろんな御提案をいただいておりますが、そういった意味合いでここは使わせていただいているというところ。それから、1点目が3ページのところ、コロナのワクチンの関係、これも今日数字が出てきていますが、本町だけじゃなくて、各市町、いろいろ悩んでおられます。そういった中にいろんな工夫をされた中に、コロナ対応をされてきているというのが現状だと思います。その中に、先ほど言われたのは、自宅療養の点がピックアップされて質問を受けたと思います。それをどう考えるかという話、これは基本的にはやはりこの病原菌に対する対応は、基本的には保健所、これが大前提であります。法律よりも強いんじゃないかというふうに私は思っておりますが、やはり、保健所がしっかりしていただくという。それを受けて、国から県へ、県へ移譲されてきているんですね、基本的には、裁量権が。その中で、我々がその中へ入り込んでコロナ対応をさせていただいていると。国からもいろんな御支援をいただきながら実行してきていますが、その実行段階において、生活はどうかというところを言われましたが、

本町においては行政報告でも説明させていただいておりますが、一昨年、それから昨年と、9回から10回ぐらい、そういった対応、補正予算を組みながら対応させていただいてきて、その生活面をできればカバーリングしたいということで、クーポン券、これを第1弾、第2弾、第3弾という形で打ちながら、企業関係においては全体的な経済効果を考えますと、2億5,000の、今回の3回目はまだ出ていませんが、それを含めると、経済効果的には3億程度の効果があるんじゃないかというふうに見込んでおりますので、そういったところで生活面のカバーリングから、経済面のカバーリング、それから、個々のカバーは、先ほど言いましたが、保健所にしっかりとお願いをしながら、保健所も非常に疲弊した状態で動いていただいておりますが、そういったところをしっかりとねぎらいの声も、私も時々電話してかけさせていただいておりますが、そういったところはしっかりと進めていかないといけないと、そういうのが現状でございますし、今日現在はもう、確実に80パーセント、四捨五入もなく80パーセント以上の第3回の65歳以上の接種率は上がってきているというふうに思いますし、来週に向けては64歳以下、これも随時、もう券は発行しております。それから、5歳から11歳の関係のところでも、しっかりとその券も発行させていただいておりますから、その準備は確実に今手配しているところですから、チラシ等も含めて、しっかりと皆様に御理解をいただきながら、ワクチン接種に関して、場の提供はしっかりとさせていただいているというふうに思います。繰り返し言いますが、家族に対するものにおいては、やはり保健所が主導的にやっていくという形で、御答弁をさせていただきます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）コロナの問題で再度お尋ねしますが、広島県内で約400人近い人が亡くなっておるんです。海田町では死亡したとか、あるいは重篤であるという方が何人かおるのかどうか。全く私どもは感染者数の数しか私らは把握ができてないんですよ。実態はどうなのか。私が聞きたいのは、こうした自宅療養で急変した場合にお医者さんが見たら分かるわけですね、この人はどうなっていくかという推定ができるわけですが、そのことで宿泊施設であるとか、あるいは医療従事者における人のそういう管理というんか、健康管理、これらに対して町長はこのままでいいのかどうかいうのをお尋ねしとるんですよ。いわゆる自宅で療養するという、これは行政としては放置できない問題が出てくるんじゃないかなという、それが町長が言う、町民の生命と生活を守る。生活を守ることは幾らか目に見えて分かるわけですが、あと、今の870人のうちの陽性であった人が

陰性に変わっていったという経過もあるでしょうし、しかし、体力がなくて重篤な人もおるかも分らん。ここらが本当の行政として扱うべき、あるいは対応すべき内容ではないかなど。それが施政方針の中にどう位置付けておるのか、お尋ねしておるところです。それから、先ほど言いました安心・安全の問題で、教育の問題は今の海田東小学校が老朽化で、これは町長が言われる安心・安全な教育という意味を使い分けしておられるんです。ところが、災害の問題では逆になったところがある。この11ページの真ん中に安全・安心というのがおるんです。ところが、13ページの中に安心・安全というのが、同じ災害の問題で出てきとるんです。どういように使い分けすりゃいいんですか。先ほどの答弁とは違うんじゃないですか。安全であるから安心しとれる。同じ災害の中で、文言が、使い分けが見えてこない。説明がされても理解できない。これはどうなのか。私はこのことによって、危機管理、危機意識が非常に薄れているんじゃないかと。この間の災害の教訓やら、そういうのを必死で考えてったら、やっぱり安全のことが一番頭になかったら安心ができませんのですが、そのことをどう考えるのか指摘をしておるわけです。それから、三つ目のジェンダー平等、広島県は基本計画を作って、私らしい生き方応援プランという広島は作成をしておるわけです。国においても2020年代の可能な限りに、女性の割合を今の30パーセント程度引き上げるといふ方針があつて、海田町もそれを捉えながら、町長考えておられるような発言をされておりますが、しかし、行政が先に立ってやっていかないかん問題で、それから徐々に町民に対して、昔の同和の問題と一緒にですよ、やっぱり意識改革、意識のそういう教育が必要ではないかなど、このように思うんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）1点目のコロナに対するところの再質問でございますが、先ほど申し上げましたように、感染症の管轄でございますから、その法律に基づいて全て実行されておりますので、我々に来た情報に関しては、私のところ、今現在、私に来ておるところの情報は、先ほど言われたように何人とか、そういった計数しか分かりません。あと、また事務レベルでちょっと聞いていただければ分かるかも知れませんが、そこらはあと、予算委員会のほうで聞いていただければというふうに思いますから。それと、2点目の安全・安心のところ、基本的には実際にこの説明書の中にはいろいろ前後しているところがあるかと思っておりますから、そこらは基本的に精査していきたいというふうに思いますが、基本的に私はイコールだというふうに思っています。どちらも行き着くところがな

いんですね。安全はいつまで経っても安全をずっと問い詰めていきますし、安心いうたら個々の安心をずっと問い詰めていきますから、どっちがパワーバランスがどうなるのか、バランスがどうなるかという話では私はないというふうに思います。その使い分けにおいては、やっぱりどっちを先にやるかという具体策が出たときに、安全なら安全、安心を守っていくためには、それを言うんならそれを言って、その後、それじゃ、どのように安全を執行していくかというふうに考える、そういった活用だというふうに思います。だから、私自身は基本的にはイコールというふうに認識しながら、常にこの途上にある、これは行く着くところいつまで経っても100パーセントはあり得ないというふうに思いますので、目標としてはそれを目指すというのは大事な話ですから、それを目指して進めていきたいというところです。それから、先ほどの男女共同参画の中で、海田町、褒めていただきまして、ありがとうございます。我が町の管理職のパーセンテージは非常に高くございまして、今現在、26.8パーセントぐらい、約30パーセント近いところまで進んできています。今後も、やはり今、国がお示しされた中にありますので、そこらはしっかりとその方向に向けて進めてまいりたいというふうに思いますので、国が示された中に、そういったバランスはどのようにしないといけないか、また強制的にしないといけないと、やはり進んでいかないというような施策も出てくるかと思いますが、そこらを踏まえて、しっかり考えていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後に、安心・安全の問題、町長はそうお考えでしょうけども、我々議員や町民は、安全のほうが先よ、安全でなかったら安心が全くね、考えられない問題。私はそこを言うとするんです。施政方針よ、基本方針よ。1年間こうしてやりますいうのを安心しておれと、町民に対して。安全だからという意味しか取れんのですよ。安全の対策をして、初めて安心が町民が感じるわけですよ。それが住み良いまちづくりにつながっていくんじゃないんですか。町長は言い訳みたいに、先ほどの当初の使い分けの問題で、ちょっと問題ありましたが、事が大きくならないように、町長、そういう発言をされましたが、安全であるから安心でしょうが。町長が幾ら言われても私余り納得できないですね、それは。安全対策にお金をかけてやっていく、コロナ対策にしても健康管理にしても生活を維持するにしても防災にしても、お金をかけて安全対策をして初めて安心して暮らせる町、このように思うんですが、最後、3回目、最後ですが、これ明確にしてくださいよ。委員会の中でも私はこれは言ったことがあるんですよ。安全を対策

して金をかけて、そして、安心なまちづくり、これにつながってくるんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）この警察の関係も含めてですが、安心・安全という形でよく表現をされてきております。だから、何を求めて何をするか、何をして何を求めていくかという関係のように思っているのですが、先ほど言いましたように、イコールで両方が動いていかないといけないのではないかと。だから、片方が落ちてはいけません。安全が安心が落ちてはいけない、安全も落ちてはいけません。安全をすることによって安心が生まれるということもあるでしょうし、安心を求めるために、このような施策を打っていくということもあるでしょう。だから、そういう表現の使い方、今、ここを進めてきている。だから、イコールだと。お互い突き詰めても、どっちかが必ずまた出てくる話です。どちらかが出てくる話です。だから、これは恒久的に求める目標ですので、お互いの強弱を付けるような話ではないんじゃないか。佐中議員の言われるように、安全が先、これももっともな話だというふうに私も理解します、そこは。対策することによって、安心が生まれるというふうに言われているわけですから、これも間違いは私はないと思います。そういった考え方の下に、やはり構築をしていく、施策ごとにどう考えるか、どっちを求めていくのかという話になるかというふうに思いますので、答えになるかどうか分かりませんが、そこはそのように、ちょっと意見がちょっと違っておりますが、そういった意味で今後もいろんな形でお話をさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）5番、富永です。2点お尋ねしたいんですけども、まず、9ページの特定不妊治療の保険適用、町独自で保険適用外の治療に対しても助成するということが大変素晴らしいと思います。なかなかすぐに打ち出している自治体も少ないと思いますので、すごい良かったなと思うんですけども、ただ不妊治療に関しましては、この保険適用になるということで平準化されるということですね。ということは、たくさんの方がやっぱりチャレンジしてみようかなという思いになると思ってとてもメリットだと思うんですけども、不妊治療というと、心と体にすごく女性は負担を背負います。やっぱりそういった意味で職場環境とか環境整備といった両立できる、治療と仕事を両立できるということが大変重要だと思うんですけども、その辺の取組についての町長のお考えをお尋ねしたいのと、もう1点、19ページ、パートナーシップ宣誓制度、こちら

も10月から開始されるということで、いろんな方が利用してくださったらいいなと思うんですけども、ちょうど今週月曜日の中国新聞朝刊に、広島市のパートナーシップ制度、1年を迎えるに当たってという記事があったんですけども、町長も読まれたかもしれないんですけども、それでパートナーシップ制度を利用された同性カップルの方が、実際にはそういう証明をもらっていても、それを生かせる場がなかなか難しいということで、家探しで、やはり大家さんたちが実際には引き受けたくないという言葉があったりということですのですごい苦労されているということです。こういったことも行政のほうからしっかりと業者さんのほうにしっかり発信をしていかなければいけないと思うんですけども、それについても町長はどのように発信していくのかお考えをお聞かせください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず、2点目のパートナー制度の関係で問題点を提示された。事業主がいろんな意味で問題を抱えているという話をお伺いしております。その関係においては、基本的にはチラシ等も含めて、いろんな広報活動をしてきているというふうに思いますし、国からの関係も含めていろんな資料が出てくると思いますから、今後はですね。県内においてもかなりの町が数町、数町じゃないです、もう5ぐらいくんじゃないかな、そのくらい関係で動いてきていますので、そういった意味では、そういったところの課題解決は少しずつできてきていると思いますが、しかし、個別の課題がちょっと問題になっているというのは認識しております。それがあればそれに対する対応を少しずつ考えていきたいと思います。それから、1点目の不妊治療の関係で、チャレンジしていきたい人が多く増えてくると言われましたし、職場の対応がいかかかなものかというような表現の質疑を受けたわけなんです、これに関しては本町においては、民間企業に対してはやはりお願い文だというふうに考えます。本町においてはその施策はしっかりと打ってきていますので、そういった休暇の取り方とか、そういったところでしっかりと支援はしていきたいというふうに考えておりますので、特に今回、変化しましたから、保険適用に4月から変わりますので、その中で少しカバーできないところにおいて、本町でできる限りのところはしていきたいなということで、今回の提案をさせていただいているというところでございます。

○議長（桑原）ほかにございせんか。下岡議員。

○9番（下岡）3点お願いします。まず、第1点目は、先ほど多田議員のところでも出ま

したけれども、暮らしやすさが実感できるということで、このページでいうと、5ページ、何が暮らしやすさが実感できるのかということで、町長、例えば、海田町にはスーパーマーケットが5か所言いましたけども、7店、海田町にはございますから、19か所の医療機関、こういったものが全町に点在してて、非常に便利な町になっていると、こういう答弁されましたけれども、その下の都市計画マスタープラン、立地適正化計画、ここでも快適で住みやすい都市づくりの推進となっているんですけども、この立地適正化計画というのは、町長、さっきもバックキャストで40年後から逆算してどうかこうとか、確かに40年後、海田町は人口減ると思いますけれども、それに対応してコンパクトシティ、都市を縮小させると、これが立地適正化計画ですよ。その具体的な中身は、ここの下にあるように、居住誘導区域、市街化区域の中で居住するところはもっと狭い範囲に設定すると。都市機能誘導区域、都市機能というのはさっきのスーパーマーケット、医療機関、高齢者福祉施設、あるいは子育て施設等の施設を集約すると。具体的な海田町の計画では海田市駅から南昭和町辺りを中心拠点、それから寺迫畝地区辺りを地区拠点、この2か所に集約するという事なんです。町長、先ほど、バランスよく町内に点在しているから暮らしやすさが実感できるんだと言ったけども、それと逆に、集約すればその集約された地区以外のところは不便になるじゃないですか。暮らしやすさが実感できない町になる、これが立地適正化計画じゃないですか。しかも、その居住誘導区域に住んでいる人で都市機能誘導区域との接続は公共交通を充実させる。更にですよ、もう一つ、この立地適正化計画の中で取り上げられているのは、過度に自家用車、自動車に依存しないで徒歩、自転車で移動するとなっているんですよ。現実的に今自動車で依存しないで徒歩、自転車で移動するというのが現実的に暮らしやすさにつながるんですか。不便になるんじゃないですか。現在の公共交通、循環バス、2時間、3時間に1本ぐらいしか行きたいところに行けないのに使えないでしょう。これ、非現実的じゃないですか。どこが快適で住みやすい都市づくりになるんだと、これ説明してください。それと、今の居住機能や都市機能の適正な立地誘導、適正な立地誘導とは何なのか、御説明ください。これがまず1点目。次、11ページ、先ほど佐中議員の関連にもなりますけども、災害に強く安全なまちづくりということで、下のほうで、下の4行目から土砂災害について広島県が実施する砂防えん堤の早期完成を関係機関に強く要望するとあるんですけども、これ、どういう状況、どういう認識のために早期完成を強く要望するのか。広島県西部建設のその砂防ダムグループ、一生懸命やっていますよ。計画に

基づいて着実に進捗を図っている。去年は今の西ノ谷川支川の関係者、地権者、七、八十人を集めて、現地でここに砂防ダムを造る、ここに工場用道路を造るから協力してほしいということで、全員の了解を取り付けて、今、図面ができて、具体的にもう既にその工事用道路、高岸1号橋のところから図面ができて、具体的にその地権者と協議を始めていますよ。ここに造るから協力してほしいという交渉に入っている。着実にやっている中で、どういうことで強く早期完成を要望するという状況にあるのか、御説明いただきたい。とともに、町が進める西ノ谷川支川周辺の避難路の確保に取り組んでまいりますとあるわけですが、この避難路の確保の工事が大幅に遅れているんですよ。去年の秋までは、今の高岸1号橋だとか張り出し部分をこの3月までに完成するというで言っていたのが、ここへ来て大幅に遅れる。張り出し部分の撤去なんていうのはいつになるか分からない。来年度、令和4年度の予算には上げられているけども、高岸1号橋は工事に入ったけども、電信柱があるとか水道管とか下水道管の移設が必要だといって、まだろくな着工もしてなくて、このままいったら、県はこの夏には大型車両、工事用車両を走らせて工事着手にする予定なんだけど、海田町の工事が遅れているために、その影響をもろに食って、県の工事自身が遅れかねない状況にあるわけです。それでいて、早く言えば県の工事、差し障りが出るぐらいに遅れとってですよ、何で県に対して、早期完成を強く要望できるんですか。そこ言ったら、あんたらそんなことを言うてる前にちゃんと自分たちの計画どおり前工事やれという話になりますよ。どういう状況認識を町長が今お持ちなのかお尋ねします。3点目、13ページの下2行目、地域特性を生かした基盤づくりによるまちづくり、災害時の迂回路機能や各公共施設のアクセス確保ということで、災害時の迂回路機能ということで、いろいろなところが当たるんだと思うんですけども、私の身近なところでは、町道6号バイパス、御存じのように町道6号は1本線ですから、災害が起きたときに迂回できないということがあるわけですよ。これ、20年近く、着手してから経っていて、現在もある特定区間で止まってしまっているわけで、1年前にも一般質問でやったら、町長の答弁は早期完成に向けて努力するだとか、一部地権者と難航しているところは粘り強く交渉するだとかいうて答弁をいただきましたけれども、これから、どういうふうにして町道6号バイパスを進めていくのか、これからの方針と、この1年間、どういうふうな努力をされてきたのかお尋ねします。以上、3点です。

○議長（桑原） 町長、下岡議員の一般質問と絡んでいますから、そのときにはそのときに

答えるとも、今の三つの質問に対して端的にお答えください。町長。

○町長（西田） 3点目の町道6号のところから申し上げます。基本的には町道6号を推進するために地権者、基本的にこの道路というのは地権者の関わりが一番大きいウエートを占めるというふうに思います。そこの交渉に今いろいろと努力をしてきているところで、完成には至っておりませんが、そういった形で話し合いはしてきておりますし、少しずつは進んできているという認識でございます。それから、次の11ページのところですが、避難路の確保の関係で、状況を認識しているかという最後の質問だったというふうに思いますが、状況はいろんな形で事務レベルから状況報告を受けております。しかし、そういった中に、これも当然ながら一番問題になるのは地権者との関係も含めて構築していかないといけませんから、そのプランを出させていただいておりますので、それに皆さんの協力をしっかりお願いしていきたいと考えております。それから、もう1点目が5ページのところの立地適正化計画とその中の都市機能の関係と言われておりますが、委員会の中でもいろんな説明がなされたと思いますが、人口減少対策が大きな流れを受けているというのが一つと、もう一つは災害における県がレッドゾーンにおいて住宅をできるだけ建てていただきたくないという意向もあるんだというふうに思います。県の意向はですね。そのレッドを消すためには、当然ながら、えん堤を造ったり、いろんな対策を講じることによってレッドが消えていきますので、そういう条件の話と、それで町全体をいかにこうまとめ上げていくかという話だと思います。私も町全体を交通難民とかよく言われますが、そういったところを作るつもりは一切ありません。できるだけ皆さんがそのサービスが享受できるような体系づくりというふうに考えておりますので、それをどうつなげていくかというのはやっぱり大きな交通機関、交通ネットワーク、こういったところが非常に大事なポイントになるというふうに思います。それと、町全体がこのような町に、今、現実に皆さんにお示ししているのは、海田市駅、これが拠点、それでこっち側の地域拠点を東のほうに作っていこうというふうに考えているわけですが。そうすると、その拠点をつなぐことによって、これ、一つのゾーンになってきます。だから、ここまでとかあそこまでとかいう意味じゃなくて、全体のゾーンを少しずつ広げていきたい。そうしないと、本町には土地が余りないんですね。だから、そういった意味からして、御指摘を受けているのは理解はしていきますが、しかしながら、それを解決するためにはゾーンの中いかにネットワークでサービスが共有できるかということをご提供していく、これがまちづくりだというふうに私は認識しており

ますので、そういった意味を込めてここは書かせていただいているというところがございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） まず、第1点目、町長の答弁の順番に行くと、災害時の迂回路、6号バイパスですけれども、着実に進めるとか言うけども、ここ1年、何も進んでない。全然進まないですよ、状況が、こう着状態のままです。そのことを言っているんですよ。だから、町長、今、地権者1人の方なんだから、そこを下からじゃなくて、上から、西の三迫第2公園の上のほうからだって工事はできるわけですよ、やろうと思えば。何でそこをやらないんですか。着実にやるというんだったら。1か所、1人の地権者と交渉がうまくいかないからもうストップさせてしまっている。ちゃんと計画だって順序立ってできるところからやってくださいよ。町長。なぜそれをやらないのかお尋ねします。次に、砂防えん堤の早期完成を強く要望するとともにというて、町が進める西ノ谷川支川周辺の避難路の確保、これについて地権者と協議していると言うてるけども、今、進めている、今、私が言った高岸1号橋なんかいうのは、もう地権者との話は済んで工事着工しているわけだし、張り出し部分の撤去、ここも地権者はいないじゃないですか。川に張り出しているところを撤去するという工事ですから、県と協議してやりゃ済む話で、何が地権者との協議にどうだこうだということがあるんですか。この137号の出合橋から高岸1号橋の工事を町が先にやらないと、県は大型車両を走らせられないから、高岸1号橋から上の工事用道路に着手できないんですよ。しかも、先週、県の砂防ダムのグループと打合せしたら、張り出し部分のところの工事については、町はその張り出し部分を切るだけですよ、切るだけだったんですよ、その下の下部の護岸が壊れているわけですよ。コンクリが壊れて、鉄筋がむき出しになったりしているところなんかもあるわけで、そのまま使えないんですよ。大型車両なんか走らせられないから、県が自分のところで張り出し部分の下の補強工事をやると言っているんですよ、県が。町がどうかこうとかじゃないですよ。その工事は県がやると。更に、そこの上のほうの高岸1号橋の手前、ここも3メートル、狭いからということで、何とか一般質問でやってくださいと言ったけども、町がやらないから、県は危ないから、今のままじゃ駄目だということで、拡幅を県の手でやると決めましたよ。今、もうその地権者との交渉、県が始めました。実際にこの3月からその地権者の方と立会して、どこをどれだけ出してほしいという交渉に入りますよ。だから、高岸1号橋と張り出し部分取ったら、県はすぐその後、スム

一ズに高岸1号橋まで大型車両が走らせるように工事をやる予定なんですよ。それがその前段である高岸1号橋と張り出し部分の工事が大幅に遅れているじゃないですか。だから、その工事すら県はできないんですよ。そういう状況にあって、よく県に行って早期完成を要望しますとか言えます。行ったらカウンターパンチですよ。そんなこと言うんだったら早うそこをやれやいうて。そういう状況、ちゃんと町長は認識しているんですかというて聞いているんですよ。何が地権者と協議、町が地権者と協議しているんですか。町のことを言っていないでしょう。そこのいわゆる137号の拡幅が下の護岸の強化だというのは県がやる言っているんです、張り出し部分なんかは。町がやらないから。そういう状況であって、よく早期完成を強く要望するって、よく言えたもんだと思いますよ。どうなんですか、町長。

○議長（桑原） 一般質問になっていきますので、もう少し具体的にこのまちづくりを考え方についての質疑をお願いしたいと思います。下岡議員。

○9番（下岡） ということで、私とその最初の立適について快適な暮らしやすい町ということについてお尋ねしますけども、町長は今言うように、都市機能誘導施設が点在しているから暮らしやすいんだということなんですけど、それを集約させるというのがこの立地適正化計画ですよ。そしたら、不便になるじゃないですか。将来を見据えてという考え方はわかりますよ。将来減るんだから、コンパクトシティにするんだという考え方は分かるけども、果たして、それを今やるのが適正なのかということ言っているんです。多田議員も言ったように、今、どんどん社会増、若い人たちが海田町に増えているわけですから、そのためには町の中心部の高層マンション、高層ビルを建てる、あるいは周辺部の農地を宅地にどんどん提供して行って社会増に努める。社会増にする、若い人たちが入ることによって、また子どもたちも多く生まれて、自然増にもつながる。社会増、自然増合わせて人口が増えるという構造になつとるわけでしょう。それを逆回転させる、コンパクトシティ、早く言えば都市の縮小政策ですよ。これを何で今やるんかということについて説明してください。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 社会増につながり、自然増を図っていくというのを基本的に今聞かれたわけですが、やはり、それを達成することによって、コンパクトシティとの関係がいかかなものかというこの関係づけ、これはもう少し大きなシェアを持って考える必要があると思います。特に、民間の企業の方々はその企業の方々で市場調査をしながら、もう張

りについておられるわけですから、それらをどのような形でというふうに、今の提案の中にお示ししとるわけではございません。プランをどのように作っていくかという話を今議論していただいているわけですね。だから、その結論を出していくというところに、今、傾注しているわけで、今後、それらによっていかに好循環につながっていくか、それによって社会増が増える、自然増が増える、人口増につながっていく、それで全体的な安定的な経営も、それで根拠、エビデンスがしっかりしてくるというふうに理解すべき話だというふうに思っておりますので、この立地適正化計画のお話においてはそういった大きな大綱の中の考え方をお示ししている話でございますので、そこらはしっかり専門の方々の御意見をいただいて、まとめ上げていっている、今現状でございますので、今年度いっぱいだったかな、仕上がってくるのが。だから、審議会のほうは通ったというふうに聞いておりますが、今年度いっぱいそういった形のもので出てきて、それらを実際に具現化を図っていくのはいろんな形の政策論というふうになっていくと理解しております。それから、もう1点は。

○議長（桑原）町長、6号バイパス、何でできるそこからやらんのかという質問があったですね。あれをお願いします。

○町長（西田）これはその現場調整の中に優先順位を含めて、いろんな調整をやられているんだというふうに思いますので、基本的には私としては避難路を早く担保することが第一優先ですので、それをお願いするというのは、県でも国でもどこでも足を運んでいきます。それはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桑原）下岡議員、途中で止めたので、3回目許しますから質疑をお願いします。下岡議員。

○9番（下岡）今の6号バイパスの件で、町長、できるところからやるいうんだったら、だから、今さっきも言ったように、今あるところで地権者との協議が難航して止まっている、それは下のほうですよ。三迫二丁目バス停付近ですよ。下から行ったところのね。だから、何で上からやらないのかというて言っているんです、着実に進めるんだったら。あの区間の約800メートルぐらいの区間が完全にストップして、そこをやらないとこの町道6号バイパスは全く意味がないんですよ。だから、上の三迫第2公園付近のほうからやってきたらどうかということを行っているんですよ。下からにこだわらないで。それ、できない理由があるんですか。上には広い公園の横の道路があるわけですから、上から工場用車両下りてこれるじゃないですか。できない理由というのはないと思います

よ。それと、今の2番目の137号について、ちゃんと状況が分かっていたら、それとか県と密接な連絡を取っていたら、砂防ダムの工事が着実に県が進めているという状況がお分かりだと思うんです。その支障になっているのは、町の137号の高岸1号橋だと張り出し部分の工事が遅れているのがネック、支障になっているんですよ。これが3月まで予定どおりやってれば、もう県は、今ですよ、その張り出し部分の下部の補強だとか、3メートルの狭いところの拡幅だということでもっと積極的にやっていますよ。もう既に県はその方針を決めて、いろんな関係者、地権者等と協議を始めているんですから。県ははっきりとは言わないけども、この工事がいつになったら終わるんだろうかと思っていますよ。総務建設委員会でもいつできるんか、はっきり示せと言ったって、夏期の何か雨期、雨が降るシーズンだって。雨が降るシーズンいったって、6月ですよ、梅雨から9月、台風シーズンまで非常に長い幅のどの時点か示さない。工事が延長になったら、普通ですよ、11月に入札にかけて12月から着工して3月までいっていた工事が延長になったんなら、いつまで延長になるかはっきり示しないと、県だって、いつ、自分たちがやる工事ができるか分からないじゃないですか。そういう状況にあって、よく早期完成だとかいって強く要望できるなど。私だったらとてもじゃないけど、できない。よう行かない。県の西部建設事務所がこの関係機関だろうと思いますけれども、逆に頭を下げてごめんなさいって、頭下げに行くぐらいのもんですよ。どうなんですか。それと、今言ったように、私が聞きたいのは暮らしやすさとか快適、そういったまちづくりがこの立地適正化計画がなるのかというて聞いているんですよ。ならないんじゃないかと、逆じゃないかと聞いているんです。以上です。ちょっと答弁してください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず、立地適正化計画がまちづくりにつながらないと、暮らしやすさの実感につながらないというお話なんです、それは基本的に国土強靱化、それからマスタープラン、立地適正化計画、3本のプランをやはり転がす上で暮らしやすさが実感できるまちになっていくというふうに考えて、現在進めているところでございます。それから、二つ目の話のところですが、これは先ほど答弁させていただきましたように、現場サイドの調整の話ですので、そのときにお聞きしていただければというふうに思いますが、基本的に私としては早くその避難路を担保できるようにしていくのが私の役目ですので、それに全力を注いでいきたいというふうに思います。それから、町道6号の関係なんです、町道6号の関係、問題はないと言われましたが、問題があるから残ってい

るんであって、難航しとるところがあるわけです。だから、それをやっぱり進めていかないと実行できませんので、下にあるとか上にあるとかいう話は、それは現場サイドでしっかりと調整しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかにございますか。久留島議員。

○11番（久留島）14ページの関係ですが、ここに市街化区域から市街化調整区域に編入することを目的としたことを素案で作成すると書いてあるんですが、私はこの市街化区域から市街化調整区域に入るとするのは余り詳しく知りません。市街化区域から近商に変えて、空間利用して有効に使うというのはよくあるんですが、ここで調整区域に編入する以外にまた近商に上げて、土地を利用するという事は考えられているかどうかお尋ねします。次に、今、町長は道づくりはまちづくり、土地がないということ盛んに言っておられるんですが、旧国道筋のちょっと山手になるんですが、市街化区域の農地がたくさんあります。今5名の方から陳情を受けて、みんなもう年配の方で、生きとるうちに何とかしてほしいと、固定資産税の高いの市街化区域並みの払っている、作物はイノシシと鹿が来て全部食べるから、作物もできないというふうな土地がたくさんあります。そこへ農道が1本入るとるんですが、そういうとこばかりなんです。それで、道づくりと、先ほど町長言われたんですが、ちょっと道をあと二、三メートル幅を広げていただいたら、全部有効に使えて、土地がないということはもう出ないと思うんです。そういうことを今まで一般質問で再三、私、したんですが、これは国交省のやったことですから逃げるんですよね。これを本気で考えていただいて、海田町の施策としてやっていただきたいと思うんです。そしたら、生きとるうちに何とかしてほしいと言われる方も、1人の方は昨日亡くなられて今日は通夜です。だから、その子や孫に譲ったところで、そういうことは今頃の若い子はしないんですよね。だから、お年寄りの方が生きとるうちに全部そういうふうなきちとして、まちづくりに参加したいと言われておりますので、それをちょっとお尋ねします。それと市街地調整区域の変更ですが、これは時間的にどのぐらいかかるのか、申請して許可になればすぐか。県のほうとちょっと、以前、私、聞いたところによると、5年に1回の見直ししかできないと言っていたんですよね。だから、申請して、年度が決まっているんかどうか、その5年に1回というのが。だから、そこらのところ、ちょっと教えてほしいんです。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 区域変更の話に関しては、詳細のところはちょっと事務方で調べて、再度返答させていただきたいというふうに思います。それと、もう一つは、土地利用において県が危惧されているのは、基本的にはレッドゾーンの域において、それをどのように今後進めていくか、そこはできるだけ避けていただきたいというような考え方の下に、防災の考え方ですね、そういった下に今投げかけられているわけですね。それを受けて、今年中に、来年度中ですか、いろんな意見をまとめて、県に、計画もつくり、上程することによって、県がそれを指定してくるというふうな流れですので、あと1年ともう少しかな、令和6年だったと思うね。令和6年に県からの告示が出るといいますから、それを少し待っていただくということになります。そのときにえん堤の影響があるということをお聞きください。令和4年上半期において見直しの原案を作るということになってきておりますし、令和5年の3月に見直しの素案作成という形になってきておりますし、先ほど言いました令和5年でいろんな調整をされて、令和5年8月頃、広島県への素案の提出ということになりまして、令和6年に県が素案の閲覧をし、公聴会、案の作成、そして縦覧を行って決定していくという流れでございます。基本的には6年頃かというふうに思います。それからもう一つ、近商に変えてはどうかとかの話だったと思うんですが、これに関しては、土地利用はやはり町としても有効に活用していただきたいとします。特に、そこで問題になっているのは、多分相続の関係で、いろんな形ものがうまくいなくなる、それをずっと問題化していくという流れが多分あるかというふうに思います、今の話の中には、本質は。だから、それは基本的には解決すべきことですし、そのハードにおいては現場を見ながら、しっかり見ていながら、その優先順位を決めながら、できるものからやっていく話にはなるかと思えます。限られた予算の中で、建設費ばかり充てるわけにはいきませんから、全体のバランスをしっかり把握しながら進めるということが私としては大事な役目だというふうに認識しておりますので、その点、御理解ください。

○議長（桑原） ほかにございませんか。石橋議員。

○1番（石橋） 1番、石橋です。この施政方針をずっと読んでおりますと、聞いておりますと、17ページのかいたすとかフレイル予防とか、20ページのヘリテージプラークとか、22ページのガバメントクラウド、クラウド方式、1年前まで住民でありました私はこれを聞いていると、何のことを書いてあるのかがよく分かりません。住民にどのように周知されますか。広報とかなんですかね。これが1点目。それから、多田議員のおっしゃ

ったコロナ禍のところなんですけれども、同じようなことではないんですが、住民にこのところと呼び掛けながらというふうに書いてあるんですが、これは住民に対して言っておられるのか何なのかなど、町として生命を守ることとして具体的なイメージはありますでしょうか。それから、3点目、2ページの広島県の経済動向についてはというところで、県内の経済金融情勢に与える影響を注視する必要があるとおっしゃっておられますけれども、海田町にどんなイメージで言われておられるのでしょうか。お答えください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）県の情勢が海田町にどのように影響するのかという話なんです、やはり国の動向、また県の動向、それを受けて町がどのような影響を受けるかによって、その施策を、具体的対策を講じるための施策を打っていくという流れだというふうに思いますので、そのように理解していただければと思います。それから次に、周知方法なんです、広報というふうに具体的定義をされましたが、それは広報も一つですし、ライン等を含めたSNS、そういったものもありますし、そのほかには広報としてはかいたすとかいうのは新しくホームページなんかにもですね、提供しておると思います。それは高齢者だけではなくて子育て、基本的にはネウボラを含めた子育ての環境のまちづくり、これを基本にしながらこちら側の高齢者の方々の認知症を含めた、またフレイル対策、そこに陥らないようにするための対策、そういったものを今回、具体的には65歳以上のクーポン、これを出していただいているということでございます。それとあと、ヘリテージプラークとか何とかいうのは、これは今回のオリンピックで賞を受けた話ですので、その言葉を変えるわけにはいきませんので、そういった形で横文字の表現にさせていただいておりますが、レジェンドを世界陸連が認めた、3人ほど認められたその1人に今回、織田幹雄さんが入られたという意味の言葉ですので、それはそのまま受け入れてもらわないと、私も具体的にかみ砕いて言う話ではないかというふうに思います。いろんな意味の横文字が多分あるかと思いますが、ガバメントクラウドとか、これはDXの中の一つで、基本的にはあと3年ぐらいの間に、要するに業務の20項目をできるだけそういった形の整理をして、マイナンバーの活用の中に利用してそのシステムを活用しながら、住民の皆様へのサービスの享受ができるようなという意味の、要するに空間というふうに理解していただければと、電子空間というふうに理解、と申していただければというふうに思います。あと、個別のいろいろあるかと思いますが、これは予算委員会のとき

にもし出たときに質問していただいて、具体的内容も含めてやっていただければというふうに思います。以上です。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）私は、今、説明をしてくれと言ったわけではなくて、カタカナ文字が、横文字が多いのでどういうふうに住民に周知していくのかというところを質問したわけです。それと、県の動向とかを確かにそういうことは動きをずっと調べて、国とか県とかの様子を見ながら町が動いていくのはよく分かりますけど、経済金融情勢に与える影響を注視するというその表現が、海田町にどんなイメージで言われているのかなということがお伺いしたいのと、先ほど答えていただけなかった呼び掛けながら、2点目に言いましたコロナウイルスの感染症に対して呼び掛けながらというふうに表現をされているのに、その呼び掛けるとはどういうことなのかということをお伺いできたらと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）コロナに関する呼び掛けなんですが、一番ピーク的时候には、町内放送、しっかり呼び掛けておりますし、それから、事業者においてはチラシを配って感染予防対策しっかり講じてくださいとお願いすると同時に、その協力に対しては協力金を出すというようなことも実際やってきております。今回のクーポンの第3弾の中にお示ししたはずなんです。これは3万円だったかな、3万円ですね、3万円の要するに、事業主に対する補助もやってきておりますから、そういった効果を基本的には第1弾、第2弾、第3弾と、そういった経済対策効果とコロナ対策効果と、それと個人へのいろんな支援というものをセットにしながら、3弾を打たせていただいておりますし、その経済効果は、先ほど、ほかの議員のところでも説明した、第3弾を含めれば、約3億程度のところは経済効果が出ると。これは広島県さんのその動向を見ないと、我々のところ、当然、どのような経済社会になっていくかで、財布を計算、そろばんやらなきゃいけんわけですね。そういったところはやっぱりしっかりと研究した中に、我々の施策は、どういうものがこの町に、このポジションで、この海田町というポジションでどのような施策を打っていくかというのは非常に大事なポイントですし、他市町を学ぶもんじゃないんです。ここはここの固有の打ち方があるわけですから、それらを現在、第3弾のクーポンという形で打たせていただいているというのが施策の動きです。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）私はこういうことを打ち出すことはとても大事なことですけど、町としてこの新型ワクチンのことに関してだけ、もうちょっと言いますけれども、町として生命を守るという具体的なイメージ、そういうものが言葉の中に反映できていないので、どういうふうに町民に訴えることができるのかということのお考えを示していただけたらと思っている次第です。物品を与えるとか、物を与えるとかいう問題ではなく、呼び掛けながら生命と生活を守る取組という形をどういうイメージで言われているのかというのがお伺いできたらと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほど来、説明をさせていただいておりますが、基本的に感染症においては、法のくくりじゃなくて、保健所が基本的には優先的に対応していく。その中で提供を受けているのは、まずマスクがありますね、手洗いががありますね、それから、ソーシャルディスタンスと言われる、距離を取る、そういったものによって感染症対策をしっかりと今広報を含めてやってきているわけです。だから、その中の代表選手としては、うちは一番持っている町内放送が非常に有効であるということから、まずそれを打たせていただいていますし、広報も打たせていただきます。それから、ホームページも打ってきています。ラインも打ってきています。インスタはそこはちょっと、インスタはあったかな、インスタあったかいね、なかったかな。そういういろんな意味のSNSを使いながら、住民の方々に漏れなく情報提供ができるようにというふうに考えて進めてきておるところでございますので、まだまだ行き渡らないということがあればしっかりと反省して、まだまだその情宣を活発にしていきたいというふうに、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）横文字。

○町長（西田）横文字等はチラシ等も含めてで、現実には行わせていただいておりますし、ヘリテージプラークの分はあの中に表示してあるんかな、横断幕にも、してあるよね、あれね。そういう意味で横断幕なんかも含めて提示をしてくれていますので、チラシとかそういったものも含めて、ホームページもそうです。いろんなところで横文字に対する解釈、どういう意味かという、そういったところは説明をしてくれているというところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。全体を通して、町独自のお考えとか、かつ先進的でほか

の他市町がしてないようなことということについては、ほとんど触れられてないのかなというふうに読んでいて、お聞きして感じていたところでございます。特に、教育のところが一番大事だというふうに言われておりましたが、そもそもこの教育について、ネウボラに力を入れておりますが、我が町は。そもそも子育て、教育というところを、町長はいつからいつまでをもって子育てというふうに考えてられるのかなと。なかなかその中に町独自でやっていること、先進的にやっているところというのが見当たりません。それについてどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。もう一つ、災害対策についてなんですけれども、12ページ、13ページに書いてございますが、30年豪雨の後のもろもろのところを県に予定なされてないというところ、今までも強く要望していくというふうに言われておりました。しかしながら、それがなされていない。じゃ、一体、具体的にどんな方法でどれぐらいの頻度で強く要望していくというふうに考えてられるのか、そこについてお答えいただきたいと思います。もう一つ、災害対策についてなんですが、防災行政無線については、庁舎の移転に伴う親局の整備の移転、移設に合わせて、エリア外とか聞き取りにくい地域の解消に向けた整備を実施しというところまでは分かります。ここの最後に住民の皆さんの安心・安全のために情報発信して行ってまいりますというふうに書いてあるんですけど、そもそもこの整備自体は、整備自体が始まるのは今年度からだとは思いますが、このように情報発信を行っていきますとおっしゃられたんですが、特にこの令和4年度についてはこの聞き取りづらいところに対しての対策は始まるころではないのかなというふうに思うんですね。今年度、何かその聞き取りやすくするような対策をお考えで、それに対して情報発信していくのか、それとも、情報、これからやりますよということを情報発信していくのかどちらなのか、この点についてお答えお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）3点目から申し上げますが、防災行政無線の話ですが、これは今の拠点を含めて、これを連続させないといけませんので、これ、欠くわけにはいきません。だから、庁舎が移転して、その間には当然これを活用しないといけませんし、そういった、要するに連結の話だというふうに理解していただければと思います。それから、防災、町民の方にどのようにお伝えするかという話なんです、具体的には今までもお示ししているように、一番簡潔には防災ラジオ、室内における防災ラジオ、雨降りなどで聞こえないというようないろんな御意見もございまして、それらをうまく難聴地域を含めて調査

しながら、どういう向きでどのような形で進めたらいいかというのは、この行政無線の本体を移した段階で、また、ここらの関係が聞こえにくくなる。それから、具体的には西のほうだったかな、三迫のほうだったね、あそこらが聞きにくい、聞こえにくいということが発生する可能性がありますので、そこらを含めてうまく調整していくという形のものになってくると思います。だから、二つあると思います。一つは拠点、移るときにちゃんとリレーション取れるか、要するにつながりができるかというのが1点と、それと、今の状態からまた変化しますから、それをどのように情報を的確に伝えることができるかというこの2面、対応をしていくというふうに考えております。それから、防災対策の具体的な要望というところなんです、この防災対策の要望というのはいろんなことがあります。例えば、県から情報が来て、それをスムーズに流して、住民さんに流さないといけない。そういった情報の流れという大きな枠があると思いますね。それを風通しを良くしないとイケませんし、もう一つは気象に関わる話だったら、気象庁から当然情報が下りてきますので、それをいかに県若しくはうちのほうにスムーズに流れてきて、その情報をうまく住民さんに提供できるかというのを進めていく話だと思います。具体的には、今は防災アプリも考えてきていますし、その中、ホームページにもそういったところを強化しながらやっていくということと、もう一つは災害が起きたところを五つのカメラを設けましたが、今年度はそれプラス、あと七つぐらいやったかな、ちょっとははっきり分かりませんが、そのぐらいのカメラを提供しながら情報をお伝えできるようにというふうに考えてきているのが防災関係のところなんです。それから、もう一つは、子育てのところの話ですね。これ、ネウボラというのは、相談する場所という、基本ですからね、そのネウボラで子育ての方々の、要するに切れ目のない流れを作っていく、要するに相談する場所をうまく活用しながら、その流れを成長の段階にずっと合わせながら、産前産後の話からずっとつなげていきながら、小学校、中学校、もっと言えば高校、私の考え方としては成人も含めて、いろんなところまで進めていくというのが、フィンランドなんかのネウボラの考え方なんです。だから、今現在はそこまでは行っていませんが、基本的には今は子育ての流れの中に、いかにプログラムを組んでいって、それを実行できるかということを進めているというところでございますので、触れてないというのは、これは現実にもうやってきていますから、ここらはですね、継続的な話だというふうに理解していただければと思います。以上、3点です。

○議長（桑原）12ページの要望について、要望活動をどれぐらいの頻度でやっとなってです

かという質問がありました。

○町長（西田）防災のほうですか。災害対策の要望はちょっと日記を見てみると分かりませんが、かなりやってきました。国にもおいてもそういった要望もしてきていますし、電話でも、要望という形じゃありませんが、より正確に解析できるような3Dの関係も地図アプリも、そういったところを活用できるような話も現在伝えておりますので、そういったところで要望活動は、特に防災においても同じように活動をしっかりと行っているところがございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。ほぼほぼ擦れ違っておりますので、もう1回、もう一度聞かさせていただきます。まず1点目についての教育については、ネウボラについてお考えが産前産後から成人までというふうに考えていらっしゃるということは分かりました。それについて、今年度もやっていかれるということによろしいですかね。が1点。期間は分かりましたので、そこについてはしっかりやっていかれるという思いを今回述べられたというふうに考えていいのかというところが1点。強く要望するのところは、12ページのところに、例えば尾崎排水機の増設を関係機関に強く要望する、また瀬野川の高潮対策については、引き続き早期完成に向けて推進されるように関係機関に強く要望してまいりますというふうに書かれていますので、この令和4年度についてはどのような方法でどれぐらいの頻度で強く要望していくというふうにお考えなのかということについて、お尋ねしたものでございます。3点目の防災無線については、この聞き取りにくさが今年度変わるのかどうか、きっと住民さんが気になっているところはそこだと思うんですね。今、町長が御答弁いただいたことは、私のほうも資料を見て知っております。なので、そうではなくて、実際にこの令和4年度にこの聞き取りにくさというのが変わるというふうに発信していくのか、それとも聞き取りやすくなるように、これから準備を始めていくというふうに発信されていくのか、そのどちらであるかということについてお聞きしたものです。お答えください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）聞き取りにくさという話においては、個々いろいろ違うと思いますが、まず解消していくためには、ラジオの提供、これが一番大事なポイントで、いろんな形で提供の話を持ってきておりますから、そこが一番スタンダードの話だと思います。それから、防災行政無線の話においては、令和5年の8月頃の移転を目指して今頑張ってい

るところです。計画はですね。それから、もう一つは、子育ての関係、ちょっと誤解を招いたらいけませんので言っておきますが、ネウボラというのは相談を受ける場所ですから、年齢を問わずにどこでもできるわけですが、そういう考え方がフィンランドにはありますよと、その考え方を日本も参考にしながらやっていく中で、今、子育てを中心としたネウボラというところを具体的に今力を入れてきているというところですので、だから、そこは小学校・中学校の教育委員会との関係も含めて、ちゃんと連携を図るように、今回は大型提示装置というものを使いながら、子育て期の話と学校との教育の関係のところをできるだけスムーズに動けるような形のシステムを構築していこうじゃないか、それがネウボラの連続性だというふうに思います。それから、もう一つは、要望は、基本的には管轄、所管のところ、まず、ここで言えば広島県の西部事務所ですよ。西部事務所から、それから、国の出先である国交省の関係、それから、東京の要するに本省という関係に向けて、どんどんと要望を進めていく。これは毎年進めてきております。特に、去年の場合、そういった関係のところはリモートでもやりました。コロナで動きが取れなかったことを含めて、そういったところをやってきておりますので、要望活動は年間のスケジュールとしては、大体5月、8月、11月、1月と、これは予算の関係も含めて、同じような流れですので、そういった形で要望活動はちゃんと私のできる範囲のところはきちっとやらせていただいているというところですので。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）先ほどの、私の聞き方が悪かったんでしょうね、防災行政無線について。基地が移ることで難聴、聞き取りにくいということが今年度変わるんでしょうかということです。多分、今年度についてはその整備を行うということだけじゃないのかなというふうに思うので、整備を行うということを情報発信するのではないのかなというふうに思うんですが、それで合っているのかなというところを御答弁いただけますか。この文章だけ読むと、どちらにも取れますので、基地局が変わるといふことの整備をしているという、難聴が変わるのかどうかということについて御答弁いただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）新規拡充事業の中にお示ししているそのスケジュールの中で進めるということですので、その起点が動かない限り、難聴がどこで発生するか分かりませ

るので、そういったところはそれでやらないといけないということと、従来ある課題はとにかく聞き取りにくいところにおいては、防災ラジオ等をできるだけ正確にお伝えできるシステムが要りますというお話を私はさせていただいたので、それは恒常的にやらないといけない話だというふうに思いますので答弁をさせていただいたというところでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございますか。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。首長のこの1年間の政策を示す方針なので熟読をさせてもらって、本当にしっかり、23ページだとか、文中に、先ほど言われました強くとか全力でとかしっかりとか、強くなんか、形容詞なんか接続語なんかを使って、表現の使い方を削除したら20ページないとかそういうことをちょっと考えながら読んでいますけども、実際、中身が必要な大事なことであって、この令和4年のコロナ禍、コロナ事情の中で、私の印象ですけど、やっぱりこれ、いいとか悪いとかじゃなしに、イベントで町を盛り上げていくって、そういう印象がこの施政方針の中に書いてあるものをずっと読んでいくと、そのように感じております。今、コロナが収束するのを願ってはいるんですが、やはり、まだコロナは無視はできません。オンラインとかリモートとかそういうことを踏まえて、イベントを中止するとか予算執行残がないとか、コロナと向き合った政策が示していくことだろうというのが、私は目玉かなと感じたところですが、どうも何か、昨年の令和3年の、私、いなかったんですけど、令和3年3月、これ読み返してみても、先ほどの補正予算でも執行残が2億以上ありましたし、何か同じような感じになるような令和4年度の施政方針であります。ちょっと総論で一つ言わせていただくんですが、それで、過去、西田町政が4年間やった政策の施政方針も読ませてもらいました。何度も質問したんですが、その中でずっと内容が一緒なものもありましたね。そのときは、特に補助事業のネウボラだったので、変わるものはないんだという話ですけど、先ほどのほかの議員の答弁だったら変わっていくんだという話をしていたので、ちょっと矛盾してはおるんですが、令和2年の3月、私はここにいないんですけど、このときもコロナのことは一切記載されていなかった。オンリーワン戦略のPDCAをしていくんだというんですけど、令和3年の戦略のPDCAもなかった。令和3年の3月、去年ですね、コロナの状況、イベントを中止せざるを得なかった。執行残が起こったわけです。この令和4年度で施政方針がまた出たわけですが、結局、何が言いたいかということ、イベントをするのはすごくいいことだと私は思っておるんですが、このま

まいっちゃうと、令和3年と同じ結果に終わるということをちょっと危惧しておるんですけど、オンラインとかリモートとかそういった形で、何かウィズコロナという形で海田町が取り組んでいく施策というのがあったのかどうか。今ここに載っている施策についてリモートなりオンラインとかそういった形で取り組んでいくんだ、もう2年経っていますので、コロナで、そういったところの方策というか方針というか、そういったところが出てないんですけど、どのようにまずやろうとしているのか。まん防になったから中止しますということでまた終わるのかどうか、そういったことがないようにしていくためにはどうしたらいいのかという具体的なイメージをお答えいただけますでしょうか。まず1点、大きなところでお答えください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）ウィズコロナに対応するための施策は何かという問いだというふうに思います。これは基本的には県が、要するにコロナ対応においては国が定め、国がある程度制御、コントロールしながら、県に権限移譲しながら、県でいろんな施策を打たれて、その結果を我々はそれを受けて我々は動いていると。実際の対応においては、先ほどから何回も説明させていただきますが、保健所対応でございますので、そういった形で対応している。それをいかに我々は情報として住民の皆様提供できるかという形のことを現実には組んできております。それから、先ほどからちょっと出とるのは、どんな施策の中の、リモートの話ですが、これも庁舎内でもできるだけそういったコロナ対応を含めてやっていかないといけないということと、具体的に言えば、サテライトオフィスなどもやってきていますし、そういったところも含めて行っているというところがございますので、具体をいろいろ挙げると、るるあるので多くは言いませんが、今言ったような代表的なところは時差出勤も含めた、そういった対応しております。それから、うちだけではなくて、やはり民間の方々のコロナ対応を含めて、対応策を講じていただかないといけないから、その呼び掛けも含めて、いろんなメニューを混在させながら、ハイブリッドとありますが、そういったところも含めて行っているというのが現状の対応策です。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）私も何か擦れ違っているようなあれなんです、私が言いたいことが伝われば、まずそこで、また一般質問で言いますので。今度は、各論じゃないんですけど、ページ数でちょっとまとめて言ったりしますが、いわゆるデジタル化を出したことで

いろんなことを、施策を、方針やっていけば良かったんじゃないかなと私は思うんですが、そこは助言として。13ページのところに救命ボート、これ、ちょっと予算あるんであれですけど、13ページと21ページは、私が言いたいのは、新しい庁舎に関連する言い方になるんですけど、それが今度6ページにもつながっていくんですけど、来庁不要のサービスを向上するんだったら、もうあんだけのお金で庁舎を建てる理由もないし、補正をつく予定もないんですけど、ですから、まず、そういう考えの住民もたくさんいらっしゃるって、私もその1人なんですけど。そして、13ページの救命ボート、それもちょっとまた予算を見たのであれですが、皆さん、御承知だと私は認識しているんですけど、南昭和町は浸水しますよ。私、何度もここで言っているんですけど、腰まで水がつかるもので、新庁舎で、私が最初見たときに、新庁舎にボート置くのかなぐらい思っていたくらいですね。でないと、行き来できないんですよ。1台どころじゃないですよ。今のままでいくと。そこに含めて、6ページで1行ぐらいで終わっていますよね、庁舎事業が。それをイメージして、JR高架事業に伴う庁舎移転が最初に出ているんですけど、どうも何が何でも庁舎の話に最終的になってしまったんですけど、そこについてはこの関連したページ合わせて、今後、どのようなイメージでこの庁舎を進めていくのかいうのを、もう少しここ2行なんですけど、もう少し詳しく答えていただきたい。そして、4ページ、令和3年7月の災害のことを書いているんですけど、令和3年の施政方針だったら私は理解できるんです。ですけど、令和3年の7月に、また再び同じような災害が起こっているんです。局地的ではありますが。でも、災害が起こった人間にとってみたら同じなんです。しかも、更に水位が上がっているんです。ということは、令和4年の施政方針は令和3年の7月の災害のことを書かないといけないんですよ。平成30年7月に起こった災害で教訓を受けて、令和3年の7月に取り組んだけどできなかったこと、たくさんありますよね。ほぼできなかったんじゃないですか。それに対してまた令和4年で、平成30年の7月の教訓を受けているわけですから、この令和3年の7月は風化ということになりますよね。それを風化させないための取組と書いてあるから、私はそこについてどのようにお考えなのか。そして最後、先ほど久留島議員からありましたけど、14ページ、区域区分の話をされていましたけど、近商だという話をされていましたけど、まさにそうですよ。区域区分は、調整区域から市街化区域になるのは分かるんですけど、逆行していることを今からやろうとしていることを下岡議員がずっと言っているんですけど、もしそれを土地の利用ということになったら、文中には必ず、近商の

話ししますが、近隣商業地域、ちょっとその土地の専門の資格があれば分かるんですが、もしこれをされる、土地の利用を促進されるのであれば、用途地域の変更が絶対に必要なんです。それはJRの高架事業による高架化にして渋滞を緩和することも大事なんですけど、それに伴う関連事業が大事で、道路ができることによって、道大事だと言っていましたよね。道じゃないです。道路なんです。道路ができることによって土地の利用が促進されます。その促進されることによって、一軒屋しか建てなかったところがビルが建つんです。ビルが建つと世帯数が増えるので、事業ができることによって事業収入が町の税が入ってくるんですね。それが大事なので、そこをなぜ書かなかったのかということについてお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）3点目から申し上げますが、用途地域の変更ということになれば、当然、審議会等含めていろんなところの、学識者含めた、いろんな識見のもとにそれを進めていくということが大事になってくるというふうに思いますので、そこらは実際に運用の中で進めていくという話だというふうに思いますので、そこでしっかりと議論をしていきながら進めていきたいというふうに思います。それから2点目の災害の形で、これは令和3年の7月に被災された方々に非常に御迷惑をかけたというふうに思っておりますし、その対応も進めていかないといけないという理解の下で、今、進めておるところでございます。それから、来庁の必要がないなら庁舎は要らないんじゃないかという話なんです。これは基本的にそういったサービスの在り方の話ですので、来庁しなくてもサービスが受けられる、来庁すればサービスが受けられるという話だというふうに思いますし、その来庁サービスを、やはりまとめるのは役場の役目ですから、役場がなければ、当然それできませんので、それらの情報を共有できるように今システムを作っていると。特に、国がそういった形の動きを作ってきておりますので、申請システムも含めていろんなやり方があるかと思いますが、そこらは随時工夫をしていきたいということでございます。以上3点、お願いします。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。長々やってもいけませんので、1点だけお願いいたします。総合的に、これはというあれがちょっと見られんですが、最初に私は言う、町長、最初に町長になられたときにオンリーワンを掲げてやられましたんじやが、ここで突然オンリーワンという言葉がなって、何をしてええか、何をやるか、ちょっと私ども

には分かりませんが、今、多田さんの説明の中でオンリーワンということはもうほとんどできておって、第5次総合計画の中に盛り込んであると言われましたんじやが、それならそれでそういうことが意図が分かるような施政方針をここで出されにゃいけないのですよ。質疑が出て、答弁でそういうことを言われても、それは施政方針じゃない思うんよ。あなたがトップじゃから、令和4年度はこういう方針でありますという、それが施政方針じゃから、それをしっかりとここへ書いてもらわんかったら、町長は何するんだ、どうされるんかちゅうのは町民も分からんし、私らも分からんのんよ。西田町長じゃったら、町長が最初になされたオンリーワン、私はオンリーワンで4地区のあれでやってきますと、その成果がまだ途中なのに、これができました、人口が増えたからどうのこうの、そういう問題じゃないと思いますよ。オンリーワンちゅうことを町長が掲げた、最後までオンリーワンちゅう言葉を使うて、海田町の魅力あるまちづくりをどういうふうに進めるか、それがここに記載されてあったらこれ満点ですよ。それが分からないから、今、長々と質疑が出たように。だから、そこらをちょっと踏まえてですよ、もうちょっと町民に分かりやすい、町長はこういうことを考えて、こういう方針でやりますと、コロナでこういう時代じゃが、皆さんの協力を得て、何とかこれを終止符を打つように皆さんと頑張りましょうという言葉でもね、一つ載したら、私、大変いい思いますよ。手洗いしましょう、うがいしましょう、これは当たり前のもので、10時、3時に放送しとろう。それならまだ町長が車にでも乗って1週間に1回でも、皆さん大変御迷惑をかけております言うたら、よっぽど効き目があるんよ。それがあなたトップじゃからね、それじゃから、それをここに分かるように、今後の町政で分かるように説明してもらいたいんじやが、その点をこの施政方針の中に書かれなかった、それが伝わらなかったことはどう感じられますか。これ、1点だけお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）私の意が伝わってないというのが、議員の御指摘のようにあったと思いますので、そこは深く反省します。基本的には、第5次総合計画の中には、前回のオンリーワン戦略をそのまま各まちづくりのものを載せております。載せた中に、これからまちを作っていくのはどういう視点に立ってまちを作ったらいいかというのを第5次総計で上げてきているわけなんです。だから、その中には、先ほどの四つの地区のオンリーワン戦略も当然入った中で、今回説明に至ったときにオンリーワンの引継ぎがちょっと見えなかったというふうに思います。これは大変な失礼なことだと思いますので、反

省はします。しかし、今回の説明の中には、五つの視点、これの関係のところでもとめさせていただいて、オンリーワン戦略はその中に全部どういう見方があるかという中にみな入り込んでおりますので、そこを踏まえて、施政方針のほうを書かせていただいたところなんです。だから、なかなか分かりにくいところがあったかと思いますが、戦略的にはまだ残っている話ですので、そこだけは理解させていただいて、今後、説明が不足であればしっかり反省しながら、皆さんに説明できるような形にはしていきたいというふうに思います。今の話は実行段階において、事務レベルで予算委員会も含めて、そういったところで説明を少しずつさせていきたいというふうに思いますので、そこで御理解いただければというふうに思います。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） その考え方が私は間違うとるじゃないかと、あなたトップじゃからの、そういう今説明があったようなことをきちっとこの施政方針の中で分かるように書いたら、皆さんに理解されるんよ。オンリーワンはどこに消えたか分かった、第5次総合計画はどこにも載ってない。今言われたとおり、第5次総合計画の中に皆さんが言われる、この五つのことが入っていますのでよろしく願いいたしますって、そう言われればすぐ分かることよ。それがこの中に書いてないからトップとして分かりやすく、町民に分かりやすくこういう記載をせんかったら、あなたの言いたいことは皆さんに分かりませんよ、今後気を付けな、町政はなってきませんよちゅうことを私言iyorんよ。そこをどういうふうに考えるかということ、それを明確にやってもらったら何も、それじゃったら100点じゃいうて、わしが言うでしようが。そこをよろしく。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） しっかり反省して、そこを分かりやすく説明していきたいというふうに思います。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は11時30分。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。施政方針に対する質問を続けます。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。いろいろと皆さんから意見は出たと思います。その中で、施政方針を聞いてどうしても理解できないことが1点と、大きなことで1点と、それから細かいことが1点あるので、2点だけ簡単に聞かさせていただきますので、町長のほうもごちゃごちゃ修飾語を付けずに端的にお答え願いたいと思います。まず、これ全体を見て、よく理解できないのは、来年度、町長が施政としてどういうことを核に行政を進めていきたいのか、これが全く見えてこない。前半部分、特に5から施策の細かい問題が書かれていると思います。7ページ以降。7ページ以前までに一番大事なことが核の部分が全く見えない。単純に海田町総合計画を進めるだけ。これがメインになっているとしか私には思えないんです。それならばそれではっきりとそういうことを示すべきであって、その辺はどうなのか。はっきりとお答えを願いたい。だから、核はないです。ない代わりにこの方針を進めていくのならいくって、そういうことをきちっとまず姿勢として出していただきたい。それをお聞きします。次に細かいことです。保育所児童クラブの支援等を対象とした賃金の引上げの取組により職場で働く方々の処遇改善。

○議長（桑原）宗像議員、ページ数を示してください。

○10番（宗像）8ページです。と書かれております。これ、国の施策、岸田総理が施政方針でも言われたことです。しかし、海田町の職員であれば、その中で給与改正とかそういうものを行う、でも、それは本当に行う方向でおるのかどうか。特に公務員の場合であつたら、給与表の改定をしなければこういう問題は解決できないんですよ。その方向性を考えているのかどうか。それから逆に、一般の民間の事業者においては、当然、それをしようとするれば、基本的に、特に保育所の場合、委託料として支払っていると思いますが、その委託料は原則1年間で使い切らなきゃいけないために、それぞれその委託料を使い切る形での活動をされているはずですよ。ということは、今より上げようとするれば委託料が増えなきゃ、こういう改定を行うことができない。細かいことを聞くんじゃないんですが、それを将来的にその財源を町として確保してそれを考えての言葉の発言をされているのかどうか、その真意について、この2点についての的確にお答え願います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほど来、施政方針において中身が分からないというお話がありました。

基本的には第5次総合計画の下に次の施策を5年間続けていくと、それが前期計画です

ので。それを3年計画をもってしながら、単年度の計画で、今回はそういった形のものでお示ししてきているという話です。今、見えないという話は、先ほど私もしっかり反省しましたので、しっかり見えるような形でお示しをしていきたいというふうに思います。目標も各年度ごとにきちっと目標を立てながら、実行した段階のPDCAが回せるように進めてきておりますので、その分はしっかりと押さえて、町がどのように進んでいるのかも含めて、しっかりとPDCAを回しながら、次の来年度に向けての実行の成果を、果実をしっかりと取っていきたいというふうに思っております。それから、二つ目の町立の保育所の給与の関係だというふうに思いますが、それは町立保育所のそれはよろしいですか。私立のほうですか。私立のほうの処遇改善の話だと思いますが、基本的にはまず国が10分の10で、8月、9月だったかな、10月か、10月までの設計図を作って予算を組んでおります。それ以降においては、国と県と町とが処遇改善の話も多分出てくるかと思えます。そこらは実際の実行の段階で、皆様にお知らせしていきたいというふうに考えております。また、予算委員会のところでもしあれだったら聞いていただければ、そこらの中身も出てくると思えますから。今、社会の問題になっているのは保育所ですね。それから、医療機関とか、そういったところの処遇改善が必要であるというのは、私も十分認識しておりますから、それをできるだけ上げていく、上げていくいうか、制度に合うような形で進めていくというふうに、いきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは、今年度のまずメインの全体的な施政の方向というのは、単純に総合計画、それを進めるだけの話ですね。町長としてはこれといった核はありませんよという今の言葉にしか取れないんですが、そういうふうに理解してよろしいんかどうか。次に、保育所の問題の処遇改善の問題は、僕が聞いたのは予算の問題じゃありません。長期的に上げていくためには委託料を増やさなきゃならないですよ、その委託料、長期的な財源を考えた上でこういう言葉を出されているんですかとお聞きしたんですが、それについて明確な答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今年度の施政方針ですが、バックグラウンドにあるのは当然実計があるわけですので、その計画に基づいて進めていく、その中の今回の1コマですので、その1コマをどのように進めていくかというのは、やはり積み上げていって、要するに、好循

環のスパイラルを作らないといけませんので、それごとに単年度ごとに全部KPIを出しながら、それが達成できたかどうかを含めて、反省しながら次のステージに入るといふふうに考えておりますので、今年度においては今お示ししている新規・拡充事業ですか、ここでもうしっかりと今年度の分はお示ししとるわけですので、それに基づいて進めていくということです。基本的には実計はこれはぶらすことはできませんので、基本、そこを中心にしながら進めていくと、まちづくりを進めていくといふふうになっていくと。具体において各論においては、また随時変わってくるといふふうに認識しております。それから、保育料の関係のバランスの話、これはやっぱり収支バランスをしっかりと見ながら、どのような予算配分をしていくかということになりますので、ここだけに全てが傾注できる話じゃないかといふふうに思いますが、そこは皆さんの御意見をしっかりと伺いしながら、どのような対策ができるかというのは、検討は、研究はしていきたいといふふうに思いますので、そこら制度を含めて、しっかりと確認しながら進めていきたいといふふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）繰返しの質問になりますけども、海田町総合計画を進めていくだけの話ですね、結果的に。今年度の施政の核はないんですね。そうとしか思えん答弁しかされてないですよ。核があるんなら核はこうですよって御説明願いたいと言っているんですが、核を全く説明されてない。じゃけ、もう我々はないとしか判断できないので、これについての答弁はもう要りません。それから、保育士の問題、長期的な財源を確保するつもりでおるんですか。そういう方向性を考えた上で表しとるんですかとお聞きしたので、考えてないなら考えてないでいいですよ。まだそこまで検討いってないならいいですよ。そういうことも視野に入っているんか入ってないんかをお聞きしたので、それについて簡易に答弁をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、人口施策の中で子どもがしっかりと増えてきていますので、そういったバランスを含めて、しっかりとそこは踏まえて考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。2点について質問させていただきます。15ページの令和5年度の新庁舎移転後の運行を視野に入れ、利用者の利便性向上につながる運行見直しを検討してまいりますとあります。この利用者というのは元来は弱者対応、それから公

共施設利用を促すためのそういう対象者でしたが、今回、この利用者というのはどのように捉えられているのか。それから、今まで1便45分以内、それから予算、それから土日運行廃止、それと、このコミュニティバスはそもそもが弱者だったら買物、病院ですけども、対象は今通勤者にもなっております。それで、公共交通機関でどこに利用者のポイントを置いて、交通便を配置するのかということも出ました。ここで言う利用者の利便性、町長としてはどの利用者を対象として、利便性向上、今までのような縛り、それらを全部全て見直しをして検討するということなんでしょうか。ここ1点お聞きしたいと思います。それから、20ページのにぎわいと交流のまちづくりですが、町内の様々な地域資源を更に磨き上げ、魅力を発信することで、関係人口の増加や地域活動の活性化を積極的に支援してまいりますとあります。この地域資源、確かにボランティアでガイドツアー、西国街道、それから日の浦の登山、いろんところでボランティアの方が活動していますが、地域活動の活性化といっても、今まさに皆さん、もう75過ぎて80に近い方が活動されている現状です。これをどのように将来的に積極的に支援していくのか、その2点をお聞きします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず、2点目のボランティアの方々のいろんな支援というふうに言われ、質問だというふうに思いますが、基本的にはこれらを含めて、今、高齢者のいきいきポイント、これらもそういったところに入ってくると思いますので、そういった活動をしていただく環境をできるだけ整備していきたいなという意図がございますので、そこらを含めて、その活用、推進しながら強化を図っていくということだと考えております。それから、15ページ、公共交通機関の在り方、これも前回も説明させていただいておりますから、基本的にはその考え方の下に行っていくわけですが、今回、庁舎ができますので公共交通会議でしっかりとそこらの条件変更を含めて説明しながら、どのような在り方が正しいかいうところを、一番大事なのが暮らしやすさが実感できるという、こういう公共交通機関のネットワーク機能をしっかりと発揮できるような形にしていきたいというふうに考えておりますので、交通公共交通機関にデータが運べるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（桑原）町長、どういう利用者を想定してあるのかということの質問なんですが、町長。

○町長（西田）どういう利用者というのは、現状においては今お示ししてある利用者でござ

いますので、先ほど説明された内容がそのままの状態です。今後はそれをいかにどのような体制に変えていくかというのは、この公共交通機関を含めて、その会議の中でしっかりと議論をしていただく。そのためにはその基礎データはしっかり集めていくというスタンスでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）初めは弱者対応で、このコミュニティバスが作られたと思うんですが、現在、通勤者も対象になっていて、時間帯に、ですから、やはり本当に今の現状でも利便性が余り良くないということをよく聞いています。ですから、ここで利用者アンケートを実施と書いていますので、ここで多分、効果の検証が出てくるとは思いますが、だけど、今の縛り、それらのもとも全部一応解体して、真っ白な状態で検討していくということで解釈していいんでしょうかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）この公共交通機関の歴史がありますから、それは外すわけにはいきませんので白紙に戻すことはありません。お示ししとるわけですから、それを決定して、今、運行しています。そこだけは御理解してください。その運行の中でいろんな問題点が多分上がってくると思います。そのデータを基に公共交通会議にかけながら、あるべき姿をしっかりと示しながら、御指導いただきながら、本町においてどのような形のものができるかを決定して進めていくという話でございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）それでは、質問なしと認めます。

以上で、施政方針に対する質問を終結します。

この際、暫時休憩いたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第2、一般質問を行います。質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日2点質問をいたします。

まず1点目、防災対策でございます。南海トラフ地震は今後30年のうちに必ず起きると言われております。対策を急がねばなりません。もし起きた場合、海田町では震度6弱が予想されています。町内で多くの家屋が被害を受ける可能性があります。しかし、耐震補強がなされていればかなり軽減されるとも言われています。町でも耐震診断や補強に対し補助金を出すようにされていますが、残念ながら、なかなか利用が少ないのが現状です。そこで提案ですが、避難するためにどうしても確保しておくべき道路に面している住宅には、町のほうからアプローチして、できるだけ早く耐震補強をしていただけるように交渉してはいかがでしょうか。それと、道路、特に通学路に面しているブロック塀にも危険と思われるものも見受けられます。撤去に県内12市町が補助金を出されています。本町でも検討し、安全を確保してはいかがでしょうか。次に、避難所のトイレですが、多くの人々が避難する事態になれば、当然、トイレの問題が起きます。現在のトイレでは断水したり停電した場合、利用が難しくなると同時に、衛生的にも問題が生じます。そこで提案ですが、1回使用するごとに自動でパックしてくれる簡易トイレが開発されました。停電しても自動車のバッテリーからも電源を取ることでもでき、簡易テントと組み合わせれば有効に活用できます。是非検討してみたいはいかがでしょうか。そして、旧海田公民館跡地ですが、以前、私が提案した防災倉庫や地域の集会所、避難所の建設について再検討する考えはないでしょうか。

2番目、中店小学校線。これについては2号線の以南については完成はしておりますが、中店橋から2号線までの間は狭いままで。先日も歩道側のポールを倒す事故がありました。大事な通学路です。JR高架事業を待たずに早期に拡幅を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問に答弁いたします。

家屋に対する耐震診断や補強に対する補助金についての御質問でございますが、1点目については、平成24年度より補助制度を設けて耐震化の促進に取り組んでおりますが、議員御指摘のとおり、利用が伸び悩んでいるのが現状でございます。そこで、町民の皆様が活用しやすい制度とするため、今年度を実施した町民アンケートで利用者のニーズを把握し、この結果を基に来年度から実施する補助制度を見直す方針としております。また、新たな制度の周知と促進を図るため、町内全戸にパンフレットを送付する予定で

す。議員の御提案も考え方の一つですので、今後の補助制度の実施状況を踏まえた上で改善策の一つとして参考にさせていただきます。2点目については、町民自らが所有するブロック塀の安全性の確保について、自主的に点検が行われ、危険なものについては改修が促されるよう、引き続き情報提供を行うとともに、補助制度の創設について県内他市町の状況を調査研究してまいります。3点目については、御指摘のとおり、災害時に断水や停電になった場合には、トイレなど衛生的な問題が発生するケースがございます。現在、災害時の備蓄品として、議員御提案の自動でバックができる電動式の簡易トイレ1台を備蓄しているほか、段ボール性簡易トイレやそれを目隠しするための小型の簡易テントを備蓄するとともに、マンホールトイレや災害協定による仮設トイレの設置、他自治体との連携など、十分な数を想定し、避難所運営を行うこととしております。このように、し尿処理対策にも様々な方法がございますので、議員の御提案も災害時における対策の一つとして調査研究してまいります。4点目については、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントを中止するなど、織田幹雄スクエアや西国街道等の利用状況の把握ができていない状況であります。今後、庁舎移転後の活用を見据え、現庁舎跡地、旧海田公民館、保健センター、加藤会館の活用策を一体的に検討してまいります。

続きまして、町道1号線の安全対策についての御質問でございますが、御指摘の区間は鉄道高架事業に関連する都市計画道路山の手線で整備される区間に該当しておりますが、整備時期は明確になっていません。そのため、町において中店橋から国道2号までの一部区間で歩道の拡幅を検討しましたが、用地の御協力がいただけなかったため、工事に着手できていません。町では昨年の千葉県における通学路の交通事故を受け、警察や学校関係者を交えて実施した通学路一斉点検の結果を踏まえ、該当箇所にはグリーンラインを設置しております。町といたしましては、町の皆様や関係者から寄せられる御意見を基に、通学路のより良い安全対策について引き続き検討を進めてまいります。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田）では、再質問をさせていただきます。まず1点目のアンケートを取って、利用者のニーズを把握するということですが、私が提案したように、避難道ですよね、避難路を確保するための一つの施策として、重要な避難路に面する家に対しては町のほうからアプローチをしていただきたいと思いますので、それについて検討することなんです。大規模店舗に関しては、以前、今のマックスバリュのところですか、あれを建て替えるのに町のほうから補助金を出されて建て替えたという実績もあ

りますので、できれば早めにこれをしていただきたいと思いますと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）避難路に面する家屋に対する耐震改修をしてはどうかという町からのアプローチということですが、まず、今回のこの木造住宅に対する補助制度というのが、アンケートの結果によるんですけど、まだまだちょっと周知が足りていなくて、制度として知らない方もいらっしゃる、そういった方と、補助額自体が少ないからそういう改修に踏み切れないというふうなアンケート結果も見られました。ということで、私どもとしましては、来年度につきましては、また補助制度の充実、どのような方でも利用しやすいような制度にまずは見直してみて、その状況、補助制度の利用の状況を見まして、更に必要な場合には、今、議員さんに御指摘いただいたような方法も含めて検討してまいりたいというふうな方針であります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この補助制度について、また見直しされたようなので、今年度予算で多少、確か上がっていたような気がするんですけど、やっぱりPRが大事だと思いますので、是非PRをしていただいて、早めに、個人のことでですから町が強制するわけにはいきませんが、こういう補助制度があるので是非利用していただきたいということをアプローチしていただきたいと思います。それと、ブロック塀の件ですが、近隣市町のことを研究すると言われたんですけど、この近辺では広島市とか府中町がもう既に導入されて、導入いうか、補助金を出されるということで、広島市の場合は3分の2の15万円、府中町の場合は除去に3分の2で15万円、それから、フェンスを設置した場合はその3分の2の15万円、福山市の場合は除去に対してやっぱり3分の2以下で15万円、建て替える場合は、福山市の場合は30万円という補助金を出されている。国のほうもこのブロック塀に関しては、国の補助金も出しますが、一応、実施主体は自治体なので自治体のほうのホームページを見なさいというふうに国交省のほうには書いてあるんですよね。是非、県下で23市町のうち12市町がもう既にこのブロック塀に関しての補助金を出されておりますので、海田町も是非前向きに検討していただきたいと思うんですけど、いつ頃をめどに検討していただけるかお答えください。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）ブロック塀に対する補助金、危険なブロック塀に対する撤去なり建

て替えに対する補助金についてですけれども、これも先ほどより申し上げている町民アンケートの結果ではあるんですけれども、まず、そのブロック塀、自分が持たれているブロック塀の危険性を把握していなかったり、今、ちゃんと建ってるんだから大丈夫だろうというふうな意識を持たれている方が非常に多かったという結果になっております。ということで、町としましてはまずは皆さんが持たれているブロック塀の危険性を把握していただくのが一番先決だろうというふうに考えております。その上で自主的に改修できるのが一番いいんですけれども、難しい場合にはそういった補助制度のほうも検討していく必要があるのかなと考えております。今、時期というふうに聞かれたんですが、ちょっと時期についてはまだまだいつということとは言えないんですけれども、他市町での事例もございますので、しっかりその辺を研究して、より安全な町になるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと補足します。来年度、新たな補助制度を実施してまいります。その状況を見て考えていきますので、来年度中には何らかの形でブロックのことをやるのかやらないのか、これらの方針は来年度中には出していきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）明確な答弁をいただいたので、来年度中にその方針を出していただくということなのでそれを待ちたいと思いますが、大阪の地震のときに小学生の女の子がブロック塀で下敷きになって亡くなったというのが最初の始まりみたいなもので、それから、国のほうも県、市のほうも危険なブロック塀、危険かどうか分からないからと言われましたけど、大体見たら分かりますよ。かなり古いブロック塀だったら、これはちょっと危ないなというのは分かりますから、ですから、是非検討していただきたいというふうに思います。来年度中ということなので、それまでに南海トラフ地震が起きないことを祈りながら待っていますのでよろしくお願ひします。それから、トイレの問題ですが、今ある電動式の簡易トイレというのはどのようなあれなんですか。私が言うのは、こういうやつなんですけど、こういうトイレなんですけどね、どういう形態なのかちょっと教えてもらえますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今、1台ほど備蓄しておりますのは、座椅子のような形になって、簡単には組み立てれないんですけれども、電動でできるような介護用のトイレとっていた

できれば結構でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）よく介護施設にある移動式のトイレみたいな感じでしょうかね。移動できない高齢者の方、介護が必要な方の横にあるやつのような、ああいう感じなんですかね。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのとおりでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それと、どういうあれになるか分かりませんが、このトイレパックⅡ、これは商品名ですから、これ以外にもたくさんあると思いますけど、普通は折り畳んで四角の状態、肝心のときにこういうふうな形でトイレになる。1回ごとに凝固剤を入れて、スイッチを押すときれいに折りパックになって出てきて、燃えるごみに出されるという便利なものなんです。もともとこれキャンピングカーに使うような形で開発されたみたいなんですけど、これを今、避難所の簡易トイレに使ったらどうかという形で売り出されております。確か25万ぐらいだと思うんですね、1台が。これに簡易テント8万円ぐらいの簡易テントがあるんですけど、それを組み合わせると清潔なトイレができるという優れたものです。ここに仮設トイレをというふうにおっしゃられていますけど、なかなかこの仮設トイレが衛生的に問題があるということで行きたくないという方もいらっしゃると思うので、是非こういった形の、これをというんじゃなくてこういった形のトイレを導入するような形で検討していただきたいと思います。調査研究ということなので、できれば急いで検討していただいて、何台かでも導入していただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御提案のそういう簡易的な自動のトイレ、こちらのほうも研究しながら備蓄できるかどうかも含めながら推進してまいりたいと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは次に、公民館跡地の問題ですけど、これ、一体的に検討するというふうにおっしゃられておりますが、もう庁舎移転があと1年ちょっとに迫っておりますよね。ですから、できればその前に結論を出していただきたいと思うんですけど、この検討結果というのはいつ頃出されるおつもりでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）公民館跡地の活用につきましては、これまでも議員から時期についてのお問合せがあって、織田幹雄スクエアでありますとか、西国街道の活用の状況を見ながら、必要な駐車台数を把握して検討したいという答弁をしております。なかなかコロナ禍でその織田幹雄スクエア等の活用ができていない状況ではございますが、一体として考えております保健センター、加藤会館、役場庁舎の跡、それと、海田公民館の跡地を一体で考える中では、庁舎移転が終わった後には、その時点では有効な活用策についてある程度検討すべきだろうと思いますので、コロナの収束を待って検討というのではなく、もう近いうちに、コロナで活用できないとしても、庁舎跡、有効な活用がある程度検討されているような状態になるように四つの施設を一体的に考えていきたいと思っておりますので、庁舎の移転後にはある程度有効な活用について結論が出ているような形で検討を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）そんなに時間がもうないと思いますので、できるだけ急いで結論を出していただくように。そして、確かに織田幹雄スクエアのイベントが今ない状態ですが、それでも、例えばワクチン接種なんかのときも含めてですけど、やっぱり駐車場の問題が非常に出ておりますので、この方向としてある程度駐車場の確保というのも頭に入れながら検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）織田幹雄スクエアの整備の際にも、駐車場の必要台数が議論になったというふうに認識をしております。ですので、公民館の跡地、庁舎跡地を再利用、活用する中で駐車場の必要台数、これを何台に設定するかというのが一つの大きなポイントになろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえながら、コロナが今後どのような状況になるか分かりませんが、庁舎移転をめどに結論のほうを出すよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その際には、是非私が提案している、簡易的なものでもよろしいので防災倉庫とか避難所集会所みたいなのも一応検討をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それから、町道1号線の昭和町の件ですが、以前、拡幅を検討されて用地買収ができ

なかったということなのですが、それほどこの部分からちょっと分かりませんが、その部分だけじゃなくてほかのところも検討されたのかどうか、その部分だけで終わってしまったのか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）町道1号線の道路の拡幅に対して、いろいろと用地の検討をしたのかということなんですけれども、御存じのとおり、町道1号線の昭和町の区間というのは道路が狭いのに加えて、そこに隣接する土地についてもすぐ際まで家が建っているような状況でございます。そういう状況からして、もし道路拡幅をするということになれば、ほぼ、家屋の移転等々、そういった沿線に住まう方へかなりの負担をかけるようなこともございますので、今、交渉しているというのはそういったものがないところに対しての交渉でございます。その土地に対してもちょっと御協力はいただけなかったというところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この前、坂下りたところの1軒、もともと病院をされてた方が辞められて、今駐車場になっていますよね。ああいうところのチャンスを逃さずに、そこかどうかわかりませんが、チャンスを逃さずに拡げていただければ非常に助かったと思うんですけど。なぜかという、今、海田町の北と南を結ぶ主要幹線というのが31号線、県道と日下橋と大正町のあの狭い大正町の道、そして昭和町、あっち側の昭和町に行く道もありますけど、あれはちょっと狭いので。今は考えると、一番、車の通りが多い主要幹線になっているのがその昭和町の町道1号線なんです。離合が非常に難しい状況です、今。大正町は一方通行ではないけど、逆からは来れない状況です。ですから、必ずあそこの南側から北側の、例えば役場のほうに行くんだったら、当然、あこの1号線を通るわけです。だから主要幹線なので、JR高架事業ができたときには高架の横に側道ができる予定です。ただ、それは20年後ですよ、約。それまでずっと、今の状況で、庁舎が向こうに移転して、庁舎に行くにもあそこを通っていかなきゃいけない、大正町もありますけど、そこら辺よく考えてですよ、住居の撤去、立ち退きをお願いをせにゃいけないかもわかりませんが、それは長い目で見たときに絶対に必要だと思いますので、一歩踏み出すかどうかということなんです。一歩踏み出して、今空いている土地、協力していただかなかった面もありますけど、協力していただける人がいて一部でも拡げれば話が進んでいくんじゃないかと思うんですけど、そこら辺い

かがですかね。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今、議員のほうがおっしゃったとおり、連立事業を待っていると、整備を待つと、それぐらいの時間はかかってこようかと思います。片や、その連立で整備される側道の関係、またちょっと離れはするんですけど、東広島バイパスであったり、周辺でいろんな幹線道路の整備がどんどん進んできております。それに伴って、車の動きというのも刻々と変化してくるものと思っております。おっしゃるとおり、今は2号線から瀬野川の北のほうに抜ける道というのはなかなかこれといった大きな道路がなくて、あちらの昭和町の道路が非常に混雑しているというふうな状況が見受けられて、うちとしてもそれが非常に厳しい状況だというのは認識はあるんですけども、そのために都市計画道路として位置付けをして、今後、まだ時期は分かっておりませんが、整備をしていこうという方針にはしております。片や、おっしゃったとおり、敷地が更地になって、もし整備できるタイミングがあるようでしたら、私どもとしましてもそのタイミングを逃さずに整備の御協力というのを申し込みしまして、少しでも安全な道路になるような対策は講じていこうと思っております。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩します。再開は13時40分。速やかにお願いします。

~~~~~○~~~~~

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一般質問をさせていただきます。

黒い雨認定制度についてお尋ねをいたします。広島県・市は、昨年12月、黒い雨被爆者に対する被爆者健康手帳交付に関し、厚生労働省から示された審査の指針を受け入れるほかないと判断をいたしました。しかし、次に述べるような疑問があります。最大の問題はこの指針が昨年7月14日の広島高裁判決によらずに策定されようとしていることとあります。広島高裁判決は疾病要件を付けていません。被爆の可能性が否定できな

い場合は認定すべきといたしました。ところが、指針は広島高裁判決に従わず、黒い雨に遭い、かつ、11種類の疾病にかかっている者に手帳を交付するとあります。このような判決の無視は民主主義の下ではあるまじきことであります。この判決を受け入れ、これに沿って、原爆被爆者を救済すべきであります。疾病要件を持ち込んで被爆者を分断することがあってはなりません。今回、厚労省が持ち込んだ認定指針は、この制度の要件であり、被爆の可能性が否定できないのであれば認定すべきとした広島高裁判決から大幅に後退をするものです。具体的にお尋ねいたしますが、1番目には、国も県も市も3月末から4月1日までに方針を出す予定ですが、町として町民の皆さんにどんな方法で周知徹底される予定ですか。また、広報掲載はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。既に3月の広報でビラが発行され、またホームページでも公開をされておりますが、具体的にお尋ねをいたします。質問2、高齢化した方が黒い雨に遭って被爆をされているとした方に迅速な救済を優先しなければ、町としての責務が問われると思っておりますが、いかがですか。お尋ねをいたします。三つ目には、現在、書類の持ち帰りや手続きの相談、あるいは書類の提出で受理されているのはどのぐらいですか。お尋ねをいたします。

次に、新型コロナとその対策についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルスが世界各国で急速な感染拡大を引き起こしていることを踏まえ、我が町でも急速な感染拡大があり、緊急対策の実施が求められております。私は、次の4点が緊急を要すると考えます。一つ目には、重症化リスクの高い高齢者などを中心に、6か月後の3回目ワクチン接種を最大限迅速に行うことはどうなっておりますか。二つ目には、高齢者施設や医療機関に対して積極的な定期検査を行う方針を明確に打ち出し、取組を全面的に支援することや、また無症状者を対象に、いつでも、誰でも、無料で受けられるPCR検査等を全町的に行うとともに、陽性者を保護しなければなりません、それはどうなっておりますか。三つ目には、有症者を自宅に決して置き去りにせず、重症化を防ぐ医療を提供するため、地域の医療機関の連携と体制強化を図ることはどうなっておりますか。4番目には、発熱外来の体制支援への補助金の復活、診療報酬の引上げなど、医療機関への十分な支援を行い、保健・医療の体制強化はどうなっておりますか。五つ目には、住民税非課税世帯に臨時特別給金10万円が2月3日から4月21日まで給付されることになっておりますが、家計急変世帯の申請は9月30日までとなっております。広報には掲載をされておりますが、それでは不十分です。もう少し改善や徹底した周知が必要と思

ますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。6番目に、新型コロナ・オミクロン株が急速な感染拡大となり、まん延防止が度々延長になっています。新規感染者が続出しております。寒い時期ですが、手洗い、うがい、マスク、不織布使用の徹底、3密を避け、そして、部屋の換気も徹底する必要がありますが、これ以上、感染者を増やさないためにも、行政側も、もう一段工夫が必要で、町民に徹底する必要があると思いますが、お尋ねをいたします。

最後に、海田発電所の運転開始についてお尋ねをいたします。温室効果ガス排出抑制についてお尋ねをいたします。海田バイオマスパワー株式会社は2021年4月1日0時から営業運転を開始いたしました。使用されるバイオマス燃料のうち、木質チップは主に広島県内の木材を工場チップ化し、トラックで運送。ホワイトペレット、パーム椰子殻は海外から輸入し、いったん岩国にあるバイオマス燃料中継基地に荷揚げをして、貯蔵後、内航船で発電所に輸送されます。広島県の2017年度の産業部門のCO<sub>2</sub>排出量は4,075万トンで、県全体の74.4パーセントを占めております。国の割合で46.4パーセントと比較して、産業部門の排出割合が高いのが特徴です。海田発電所はバイオマス混焼発電で、混焼比率、バイオマス80パーセント、石炭20パーセントとしております。当初は、天然ガスも合わせて使用すると説明を受けておりましたが、使用することが抜けております。現在、広島県は温室効果ガス削減計画書を作成しつつありますが、町として海田発電所にどんな方法で取り組んでいるのか、改善することができるのか調査し、改良を求める必要があると思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

黒い雨認定制度についての質問でございますが、1点目については、認定要件や申請手続きについて国が作成したリーフレットを活用し、町広報3月号と併せて配布をしたところでございます。また、町ホームページに同様の記事を掲載し、周知を図っております。2点目については、黒い雨被爆者の方々が健康不安に長く苦しんでこられた状況を踏まえ、丁寧な対応を心がけ、申請書類を受けた際には速やかに事務手続きを進め、県への進達を行ってまいります。3点目については、書類の持ち帰りや手続きに関する相談を受けた中で、書類提出に至っていないケースは現在ございません。黒い雨関連の被爆者健康手帳の交付申請については10件ございます。

続きまして、新型コロナウイルスとその対策についての質問でございますが、1点目

については、2月初旬より高齢者から3回目の接種を開始しており、6か月が経過すれば、高齢者以外の方も集団接種会場で接種できる体制を確保しております。引き続き、迅速かつ円滑に接種できるよう取り組んでまいります。2点目については、広島県が、県内の複数の会場において、無症状であっても県民であれば無料で検査できるようにしており、本町としては住民の方へ周知するとともに、県と連携して感染拡大防止に努めてまいります。3点目については、県と連携しながら、地域の医療機関の体制強化に取り組んでまいります。4点目については、診療報酬の引上げなどは、国において決定されることから、国の動向を注視するとともに医療機関での業務を逼迫させないよう、県と連携して感染拡大防止に努めてまいります。5点目については、町広報やホームページへの掲載と併せて、海田町くらしの安心・サポートセンターや海田町社会福祉協議会での相談対応の際に周知を行っているところでございます。今後も分かりやすい周知に努めてまいります。6点目については、引き続き、基本的な感染対策の徹底について注意喚起を行うとともに、感染拡大防止や重症化予防のため、3回目のワクチン接種を進めてまいります。

続きまして、海田発電所の運転開始についての質問でございますが、今現在の混焼比率はバイオマス77パーセント、石炭23パーセントで、平成28年の全員協議会での説明のバイオマス混焼比率45パーセントを大きく上回って稼働していると伺っております。また、天然ガスの使用の目的は、当初から助燃とバックアップ用であり、通常の発電に使用することはないということでございました。温室効果ガス削減については、官民が連携して取り組んでいく問題と認識しておりますので、今後も海田発電所の運転状況に町としても関心を持って取り組んでまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）黒い雨について再質問をいたしますけれども、最高裁は黒い雨の地域を、増田雨域と大瀧雨域と判定した最高裁の判決でありました。これに基づいて、今、広報でビラを配って、インターネットでも見れるようにしておりますけれども、概略は分かりました。分かりましたけれども、湯崎知事は、2月22日の県議会の答弁で、従来から国に対して、降雨量の有無の多少に関わらず、黒い雨が降った地域について無料で健康診断を受診できる、あるいは健康診断特例区域に指定することを要望しております。しかし、厚労省の判決から4か月した11月30日は、ようやく1回目の広島・長崎、あるいは市と審査指針作成の5者会議を開いて、11の障がいに伴う疾病のどれかに罹患して

いなければ原爆者の健康手帳を交付しないという条件を持ち出しました。それで、いろんな団体から批判や、あるいは判決に沿った内容ではないということから、平和団体や民主団体、あるいは朝日や毎日、長崎新聞などの社説で大きく批判をされてきたわけです。広島大学の田村名誉教授、合併のときもお呼びしていろいろ状況を聞いた先生ですが、法治国家でこんなことは許せるわけがないと、中国新聞にも大きくこれがほぼ一面にわたって掲載をされておりました。それで、こうした中で湯崎知事は、この黒い雨の体験者、被爆者健康手帳に関わる審査指針の骨子案が国から示され、その骨子案で黒い雨に遭ったものの考え方として、遭ったことが否定できない場合を含むということで、大雨と、あるいは小雨、あるいは微粒子がその地域であった事実ということで線引きがなされてきたわけですが、この問題について町長はどう認識しているのか、お尋ねするんです。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）認識はしております。判断においては、やはり国が定めて、また最高裁が判決を下したところでございますので、そこらを踏まえて実際に、法治国家と言われたように、国から下りてきた施策に基づいて本町は粛々とそれを進めていくという状況でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）多分、そうだろうと思いましたよ。ところが、広島県知事は今年4月から制度運用開始に向けて、国、広島市と協議をしながら、具体的な審査指針の作成作業を進めると。県としては、引き続き、県内の市町にも協力をしていただきながら、新しい制度の周知をはじめ、円滑に事業を実施できるよう万全を期してまいりますという答弁を広島知事はしておるんです。ですから、各関係した市町のそういう首長の意見も聞きながら進めるという、まだ改善の余地があるわけですね。ですから、本当に苦しんでこられた方々、あるいは判決の内容によってそれを十分生かすと、またとないチャンスなんですね。町民の命と健康を守るその大きな闘いでした。私も協力をしながら、長いのは25年ぐらい闘いましたかね。裁判になって17年でしたけれども、これについて町長として、知事がそういう答弁をしていますから、町長としてこの実態を改善する、判決の内容に基づいたそういうことを要望すべきだというように思うんですよ。大雨、あるいは小雨、微粒子の入ったこの地域はずっと地図で表したその範囲の中で、それが示されとるんですが、やっぱりその範囲の中で今の11の疾病等、これが中心になっておりま

すけれども、それを、町長として、やっぱり改善をするように、知事あるいは広島市長との交流もあるかも分かりませんし、関係した市町、特に安芸太田であるとか、北広島であるとか、ああいうところ、大竹のほうもそうですね、そういう首長との交流の中で、そのことが知事を動かし、あるいは市長を動かして制度の改善ができると思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この黒い雨に遭われた方への対応につきましては、先月、やっと国のほうから県を通じて来たところでございます。本町といたしましても、国や広島市、そして関係市町と連携しながら、本町の対策も取っていきたいと考えております。また、首長の会議等、担当者の会議等もこれからあろうかと思っておりますので、その中で、また首長等の交流等の話が出てくれば、そのとき、その都度で対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まだ明確にこれだというのが決まってないんですね。ですから、皆さんの声が、皆さんというのはそういう担当者、あるいは首長、町長やら市長ですね、各市町の責任者が声を上げんかったら前進しないことになるわけです。ですから、これを踏まえて、申請が出た場合に、もっとこう優しく、幅が広いんですから、もっと優しく受け付けて説明をしながら、その審査は県のほうでやりますので、県が却下するか、それとも合意というんか、認めるのか、これが判定の一つの基準になるので、なるべくこう受付をしやすいように、受付でやっぱりすべきだというように思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）こちらの手続きにつきましては、福祉保健部の社会福祉課を窓口、現在しております。これからも丁寧な対応、そして迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）黒い雨問題は、まだ未知のところがいっぱいあるので、これで終わりにしたいと思います。

次に、新型コロナについてお尋ねします。今朝の施政方針の中でも言いましたけれども、今、870人カウントされて、多くの方が感染をされておるわけです。広島県が発表

している2月17日時点で、23市町で10万人当たりの新規報告者数は、海田町は県内で7番目なんですね。一番多いのは神石高原が10万人にたとえたら539人、海田町は218人という、各市町によっていろんな感染の影響が変わってくるわけですが、しかし、これらを踏まえて、まん延の防止対策、緊急に対応しなければ幾らでも広がってくる、こういうふうに思うわけです。更にこの感染対策本部を作っておられますが、対策本部をですね、その中で海田町で独自に強化をする、強化をしていかなければますます広がっていくというように感じるわけです。ですから、その強化の方法を検討しなければいけないというように思うんです。質問の2と3でお尋ねをしておりますが、強化をしても重症者が出てくるといふ、私どものところは人数しか把握ができてないいうんか、知らされていないんですが、実際、重症者は何名ぐらいおるのかどうか、あるいは死者が出るといふのかどうか、そこら辺は全く情報が入ってこないんで、実態はどうなっているのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）重症者や死者につきましては、各市町にそういう数というものは公表されていませんので、把握はしていません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）把握をしてなくて対策本部は何が対策できるのか、ちょっとそこら辺がよう分かりません。何でもそうですが、現在を見て、過去を振り返って、未来を考えるというのが基本ですね。事故でも何でも、原因を突き詰めて、原因は何であったか、そして現状は今はどうなったか、そして対策を立てていくのが本来の姿ですが、今聞いとると、そうでは全くなくて、人数のカウントだけを発表して、本部も何も分からないような実態の中で、本部は何を対応して、どうやって町民の命や健康を守っていくのか見えてこないですね。議会側としてはそこが一番、町の執行のやり方、あるいは事業をやっていること、一番知りたいところですよ。それはどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）陽性者の重症者等の対応につきましては、県の保健所が対応しております。本町としましては住民の皆さんに感染者数はこのぐらい出ている、だから、基本的な感染対策を徹底してくださいという周知、それから注意喚起をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いや、ちょっと漠然とした答弁なので、私も発言がしにくいんですが、五十何回の本部会議を開いて、じゃ、何を協議して、どのように感染防止対策をやっているのか見えてこないですね。これ、今、何をどういうようにしとるんですか。それをお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この新型コロナウイルス感染症対策については、国・県、そして各自治体が役割を担いながら対策を取っているところでございます。本町といたしましては、現在、まん延防止等重点措置の期間になっておりますので、県の対策本部の会議を受けまして、本町の対策を講じているところでございます。現在、各施設の利用を、施設の貸出しを止めて、地域の皆様方にはまず外出を今現在21時までにはしていただいたり、極力、買物や病院以外については、県外を含めて、なるべく外出を制限していただいたり、いろんな対策を取っていただいているところでございます。まず、本部の会議の中では、そのような対策について皆さんに周知をさせていただいていること、それから、町内各施設の感染対策、学校を含めまして対策についても協議をいたしております。また、各事業者の皆様には、県の施策等を周知して利用いただけるように対策を取っているところでございます。地域の皆様方には、まだまだ対策を講じているところで、御不便等をおかけしているところでございますが、皆様方の御協力も必要でございますので、そのあたりをしっかりと本部員会議の中で協議しながら、周知をし、また、ワクチン接種についても対策を講じながら接種を進めているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）大体、分かりました。私も高齢者の一部ですから、いろんなことで情報を得たり、あるいは議員ですから、いろんなことで、現状は、情報が入ってきますから、その範囲でなかったら分からんのですね。今の答弁でもそういうワクチンの問題があるとか、あるいは生活支援の問題であるとか、あるいは学校の関係、教育関係、これらの対応もされておると思うんです。それでもこのままいくと、最低でも1日3人ぐらい増えたり、多いときには10人ぐらい増えたりしておるんですね。ですから、これを歯止めをかける、この方法が一番大事だと思うんです。もちろん、3密があったり、あるいはいろんな規制や呼び掛け、あるいは町内放送でいろいろ呼び掛けておりますけれども、一番の問題は各個人が認識を持っていかなければならない問題だと思うんです。それを行政がやるべきだと思うんです。町内放送でいろいろ呼び掛けておりますけれども、

これだけでは、たとえ、まん延防止の非常事態宣言が解除されると、マスクを外したり、あるいはお酒を伴うそういう食事、これでリバウンドというか、それが広がって、また同じことが繰り返される。今朝の町長の答弁にもあった、新しいまたそういう感染、菌が出てきたりするわけで、個人を守ろうと思ったら、やっぱり個人がその認識を持っていかなければいけないと思うんですよ。そうすると、やっぱり個人に徹底するようなやり方が一番大切なんですね。私が調べてみると、マスクの使い方、ガーゼのマスクはもう一番危険なんですね。不織布のマスクが一番なんですよ。調べてみると、5マイクロメートル以下の粒子に関する素材のマスク、通過阻止率はポリウレタンは1パーセント未満、布やガーゼやポリエステルマスクも10パーセントから20パーセント、不織布は90パーセント以上、もう1個が、これ、私もよう分からんのですから、L95マスク、これも90パーセント以上阻止することができるんですよ。考えるに、お医者さんや看護師さんが後ろから頭にゴムをかけてやっているような、そのことを意味しているんだと思うんですけれども、一般の町民に対して不織布が一番効果があるわけです。ですから、そのことも徹底をすればいいんじゃないかなと私は思うんですが、その点はどうですか。私、これ不織布を今、マスクを2枚して発言しよったら、しんどくなってきて、今、1枚にしたんですけれども、やっぱり不織布のマスクを、手作りでなくて、徹底することが一番大切ではないかなと思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）不織布マスクの有効性については、これまでも周知してきましたが、まだまだ周知が足りないと考えておりますので、ホームページや広報等でしっかり周知していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）周知徹底するように、努力をお願い申し上げます。

最後に、海田のバイオマスパワーの発電について、77パーセント、今、という答弁がありました。当初は45パーセントでしたから、55パーセントが石炭が使われるということになるわけですね。45パーセントがバイオマスでしたから。残りは55パーセントが石炭ということになると、火力発電の中で今石炭を使う発電というのはだんだん縮小されたり、いろいろこの抑制をしてきとる中で、今のところ順調にいとるというんか、77パーセントがバイオマス、バイオマスの中で海外から何が入ってきとるか分からん、ある議員に聞くと、ごみを集めてバイオマスのペレットにして、そこから悪質なそういうC

O<sub>2</sub>の大きな温暖化の問題になる要因になるということもあるんですが、これがいつ頃までずっとこう維持できるのか。もっともこのバイオマスを利用しながら、せっかくここまで来ておるわけですから、これは石炭をなるべく少なくする、こういう方法の申入れ、あるいは協議の中でそれができるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）海田発電所のほうにお伺いしまして、今のところ、そのバイオマスの確保については問題なく行われており、当面、今77パーセント、混焼比率ということですが、それを保っていける量が確保できるということを伺っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後の詰めですけれども、石炭を使わずに天然ガス、天然ガスは石炭の半分以下の汚染の率なんですね。どう言うんかね、今までの説明の中では、不足したときに天然ガスを使うという説明であったんですけども、ここまでバイオマスを利用することになると、石炭で安い方法を取ると思うんですよ、向こうは。利潤が目的ですから。天然ガスも含めて、再申入れ、あるいは要望、町としてできたら、我々も安心できますし、また、今のSDGs、そういう大きな温暖化の防止にもつながるんですが、そこら辺のお考えは、このままで推移というんか、見守っていくんか、もっともっと石炭じゃなくて天然ガスや、あるいはバイオマスを大いに使って、環境を良くしていく。もちろん海田町だけ被害を受けるわけじゃなくて、この付近全体、あるいはもう大きく言えば、地球的な規模で温暖化が進んでいますので、少しでも改善ができればというように思うんですが、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）バイオマスの混焼比率については80パーセントを目指してやっていくというのを伺っております。天然ガスを使用することなんですけれども、今伺っているのは、年2回のメンテナンスのときにボイラーを落として再稼働するときに天然ガスを使用しているということで、発電の燃料としては現在のところは使用しないということですが、そういったことも含めて、また情報交換しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は14時25分。速やかにお願いします。

~~~~~〇~~~~~

午後 2 時 1 8 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9番、下岡議員。

○9番（下岡）9番議員、下岡です。2点について質問いたします。

まず第1点目、立地適正化計画について。少子化・高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画を定める。昨年12月に実施したパブリックコメント募集の説明である。これは日本の置かれた状況への解決策ではあるが、現在の海田町にそのまま当てはまることではない。人口問題は自然増減、出生数引く死亡数だけでなく、社会増減、転入数引く転出数がある中で、既にコンパクトである海田町が居住域を狭めたり、商業施設や医療機関等の一部地域への集約を進めれば、町の発展が阻害され、町民が不便になるだけではないか。質問します。1番目、人口増加が続く海田町も将来人口減少に転ずるから、それに備えるために立地適正化計画を作成するというが、この計画が人口減少を食い止めることができるという根拠を問う。過疎と都市部を併せ持つ大規模自治体がやる意味はあるが、それ以外の自治体は外から内への移住促進による社会増に取り組み、まちの縮小政策である立適計画は実施していない現実がある。広島市の都市域の一部として、周辺から多くの若年層を受け入れている海田町がまちの縮小政策を取ることは全く理解できない。自滅、自殺行為ではないか、見解を問う。2番目、この計画を作る目的を問う。インフラ整備・維持などに係る行政コストの削減が狙いであり、町民不在の計画である。見解を問う。この計画を作ることによって、都市機能誘導区域内に公共施設を建設するとき、国の割増し援助を受けられるというが、行政の都合優先である。町民にとってのメリットは何なのか、説明願う。3番目、この立地適正化計画は居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定して、制限をかけることがコンパクトシティ実現の具体的手段となっているが、区域設定内容も策定プロセスも恣意的で、行政が勝手にやった感がある。都市機能誘導区域について商業施設や医療機関等が集積する幸・曙地区を外し、本来、外すべき工場が相当な面積のある寺迫や実現の見通せない新駅開設を理由に畝を設定している。挙げ句の果ては、離れ小島のふるさと館を強引に押し込んでいる。これが通用するなら、年間利用者数が10倍以上の町立図書館も入れ

るべきではないか。客観性・公平性に欠けている。見解を問う。策定プロセスについて、パブリックコメントを実施したが、広報の片隅に目立たないように案内しており、件数ゼロ、これでは町民の声を聴いたことにはならない。議会に対しては議決案件ではなく、同意も取らない。執行部の一存で好き勝手にやっていいのか見解を問う。4番目、この計画の実効性を担保するための制度として、届出制と勧告制がある。居住誘導区域や都市機能誘導区域外で開発、建築を行うに際して、所定の要件に該当すれば届出の義務がある。問題は、届出案件が区域内において、誘導施設や住宅の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、立地を適正なものとするために必要な勧告や土地の取得についてのアセスンを行うことがある点である。支障があるとはどういうケースなのか、勧告の内容はどのようなものか都市再生特措法には明示がなく、行政の裁量に委ねられている。居住権や営業権などに対する権利侵害の可能性があることはゆゆしき問題であり、官の不当な市場介入のおそれがある。見解を問う。届出者と役場の間のやり取りはほかからは分からず、恣意的な可能性がある。運用規則等を作って自制すべきではないか見解を問う。また、パブリックコメントの意見がなかったように、町民はこの立地適正化計画を全く知らない。市長選挙において、この立地適正化計画が争点になった自治体もある。どのように広く町民に説明していくのか問う。5、海田町において少子・高齢化対策として、今やるべきことはコンパクトシティの取組ではなく、旧市街地を中心に進む空き家・空き地対策ではないのか。使われなくなった不動産の流通促進により、若者世代の町内への移住促進を図るべきである。将来の人口減少への対策は後回しにして、人口増加策に全力を挙げるべきではないか見解を問う。

大きく2点目、工事執行について。災害復旧を中心に工事執行の遅れだけでなく、未執行のまま不用になる、すなわち予算を流す案件も出てきていることは、町民の安心・安全が確保されないという点からも極めて大きな問題である。質問します。1、町道36号線災害復旧工事、予算額1,300万や、町道6号線、町道137号線（西ノ谷川、西ノ谷川支川）改修工事、予算額1億5,000万については令和2年度に予算計上され、3年度に繰り越されたが、全額又は相当部分が未執行である。年度末までに請負契約が締結されなければ、予算は失効し、強制的に不用となる。未執行理由を問う。正当な理由もなく、入札すら行っていないとすれば怠慢と言うしかない。見解を問う。また、広報2月号の災害復旧事業の進捗状況、県、町で西ノ谷川は100パーセント完了となっているが、本当に完了したのか問う。2、指名競争入札において、最近、参加予定者全員辞退という

ケースが相次いでいる。仮称町道143号線道路改良工事のように、何度繰返しても札が入らないケースもある。調査研究して対応すると執行部は言うが、原因は何だと推測するのか。地元では臆測が飛び交い、役場の信用失墜になりかねない。説明を願う。3、西日本豪雨災害で当町以外の被害を受けた近隣市町においては順調に復旧工事をこなしている。当町は日頃から特定の数社に偏って発注されている。この体制では豪雨災害復旧のように工事量が急増したときに対応できないリスクがある。もっと中小事業者を育成するとか、密接な関係の業者は町外工事でも実績を上げて規模を大きくするとか、工事能力増強が欠かせないのではないかと、見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

立地適正化計画についての質問でございますが、1点目については、本町の立地適正化計画は人口減少の食い止めや都市の縮小政策を意図とするものではなく、地域の課題や実情を踏まえ、長期的な展望に立って、第5次海田町総合計画との整合を図りながら、緩やかに居住や都市機能の立地を誘導し、誰もが健康で便利に安心して暮らせる持続可能なまちの実現を図ろうとするものでございます。2点目については、計画の実施段階で見込まれるコストの削減や財源の確保は二義的なものであり、計画の本来の目的は、都市機能や居住機能を適切に誘導し、公共交通によりこれらの生活利便施設などに容易にアクセスできるコンパクトなまちづくりを進め、豊かな都市環境を維持・継承することでございます。3点目については、本町の都市構造を踏まえ、県道矢野海田線の沿道を中心とした西浜・曙・幸町の一帯については、中心拠点と地区拠点を結ぶ都市軸として位置付け、一方で、海田町の東地区における生活中心地である曾田・寺迫・畝地区については隣接する準工業区域も含めた一体の区域として都市機能誘導区域として位置付けております。これらのことも含め、計画策定に当たっては策定委員会や都市計画審議会において、昨年度から各5回、計10回にわたり、積極的にかつ丁寧に御議論いただいたところであり、執行部側の考えだけで進めたものではありません。なお、ふるさと館を都市機能誘導区域に含めた理由については、現段階ではふるさと館自体を建て替えることは考えておりませんが、今後、地区拠点における都市機能誘導区域内の既存の施設の都市機能施設の有効活用や再配置等を検討する際に、国の補助制度の活用も視野に入れて、総合的かつ面的な視点が欠かせないと考えたものです。4点目については、全国に勧告制度の適用事例はほとんどないことが実情であることから、今後、関係機関と

連携しながら、先進地の取組事例等を収集し、基準づくりを行い、勧告制度の適切な運用を図ってまいります。また、住民への計画の周知については、町広報や町ホームページをはじめ、様々な機会を通じて行ってまいります。5点目については、本町といたしましては将来の人口減少を見据え、空き家・空き地の利用促進だけでなく、都市基盤整備、子育て支援や各種誘導施設の立地誘導など、今の段階から持続可能なまちの実現に向けた取組を進めるべきであると考えております。

続きまして、工事執行についての御質問でございますが、1点目の未執行の理由ですが、町道36号線災害復旧工事については施工箇所の上流で行われている県の砂防えん堤の流路工事完了後に町の工事を行う予定としていました。しかし、県の工事完了が今年度末に延びたことから、今年度内発注が困難になったものでございます。また、町道6号線、町道137号線、西ノ谷川、西ノ谷川支川改修工事につきましては、工事に必要な用地の取得に時間を要していることや一部工事の入札が不調に終わったことなどから、当初予定していた工事の執行が困難になったものです。町道36号線災害復旧工事及び町道6号線、町道137号、西ノ谷川、西ノ谷川支川改修工事につきましては、次年度又は次年度以降の予算での対応を予定しております。次に、広報に掲載した災害復旧工事の進捗状況についてでございますが、広報に掲載した工事は国の補助金を活用して災害復旧に取り組んだ工事を対象にしています。この御指摘の西ノ谷川については、災害復旧工事とインフラ強靱化工事が混在しているため少し分かりにくいところがありますが、国の補助金を活用して取り組んだ復旧工事は完了しております。2点目については、平成30年7月豪雨災害からの復旧復興工事、インフラ強靱化工事がまだ各地で続く中で、令和3年も7月、8月の大雨により、更なる災害復旧工事が重なったことで、技術者不足、作業員不足、下請業者不足等が生じていることによるものと考えております。3点目については、議員御指摘のとおり、地元業者の育成は災害対応にもつながる重要な取組と考えております。そのため、町内業者については、入札参加資格ランクの特例基準を設けた上で優先的な業者指名に取り組んでおります。その結果、令和3年度から新たな業種で登録のあった町内業者も数多く受注していただき、経験を積んでいただいているところでございます。引き続き、公正性、経済性及び適正履行の確保を図りながら、町内業者の受注機会の確保及び育成に努めてまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） まず最初に、今朝の町長の行政方針からの続きになりますけれども、この

立地適正化計画の目的、ここで今初めてですよ、町の課題に対応するためのものだという説明がなされましたけども、この立地適正化計画というのは、これはもうはっきり根拠法が都市再生特措法ですよ。コンパクトシティにするため、だから、この一番冒頭もパブコメを募集した理由、少子化・高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画を定めると、こういつて書いとるじゃないですか。何で、そんなこと言うんだったら、町の課題を言うんだたらここに書かなきゃいけないじゃないですか。そうになってないでしょう。コンパクトなまちづくりをするために書いとるじゃないですか。これ、全然言うてることが、今回初めて町の課題がどうだこうだ、私も都市計画審議会に出てきたけども、町の課題を整理してそれにどう対応するかという中で、この立地適正化計画が出てきたものじゃないじゃないですか。国が都市再生特措法で定めて、将来、人口が減っていくからね、それに対する対応策としてということで、今までも3回、この一般質問をやってきたけども、その前提で議論している。ここで、突然、都市課題を解決するためのものだ、この立地適正化計画はというような論調というのはおかしいんじゃないですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの御指摘でございますが、言葉のほうがちよっと、前段のほうをちよっと述べさせていただくんですが、海田町は、現在、当面は人口が増加するという状況でございます。ただ、将来的には人口が減少していくという中でございます。ただ、今時点でも海田市駅周辺につきましては、人口の減少傾向が見られまして、これについては拠点の低下というのが懸念されているところでございます。一方で、東地区のほうでは人口が増加していると、そういうふうな、それぞれ海田町においても、全体でみれば人口、今増えておりますけども、いずれ減少すると。ただ、現時点でもそういったそれぞれの地域課題の中で、海田町として将来にわたって、持続可能なまちづくりを進めるために立地適正化計画を策定いたしまして、コンパクトなまちづくり、中心拠点、地区拠点、それぞれを都市機能を誘導いたしまして、更には、都市基盤整備、そして公共交通でそれらを結んで利便性の高いまちづくりを進めていく、そういう意味のこととでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）それと、この施政方針の中で立地適正化計画を定め、快適で住み良い都市づくりを進めると、こうなっているわけですよ。そして、暮らしやすさが実感できるま

ちづくりとは何なんだと言って多田議員が質問したら、町長はどうって言ったかいたら、スーパーマーケット5か所、これ、実際は7か所ですけども、とか医療機関19か所が町内に点在していて非常に暮らしやすいまちですと、こういう答弁した。そういう暮らしやすいまちに既になっているわけですよ、海田町はね。その点在している施設、都市機能施設、立適ではそれ以外にも高齢者施設であるとか子育て施設なんかも含めてですよ、今の駅中心と東地区の2か所に集約する、誘導するという方針を出しているんですよ。その誘導区域はいいですよ、都市機能誘導区域は。そこへどんどんスーパーマーケットだとか医療機関だとか、いろんな高齢者施設だとか来るから、だけど、それ以外のところは不便になるじゃないですか。町長、認めたじゃないですか。それが点在しているから海田町は暮らしやすいんだと言って。それに対応する方針としては公共交通を充実させるとかということになっている。挙げ句の果てには、この立地適正化計画の中では自動車に依存しないまちづくりを作ると。自動車に依存しないまちづくりが可能ですか。具体的に言ったら、今の公共交通とそれ以外の手段としては徒歩だとか自転車だとか、車に依存しない、そういう移動ができますか、町内で。世界的に見ても、今、地球温暖化対策で脱炭素化ということで、エンジンを使わないで、モーター、電気自動車化ということで進んでいますよ。だけど、自動車に依存しないまちづくり、自動車に依存しないで、これから生活をどうやってやっていくんですか。自転車や徒歩でやるんですか、ここに書いとるように。立地適正化計画に、そういつて書いているんですよ。過度に自動車に依存しないまちづくり、これはどういうことなんですか。説明してください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、過度に自動車に依存しないまちづくりのほうから御説明をさせていただきます。自動車について依存しないという意味で書いているものでございませぬ。過度にということ、これは、自動車であったり公共交通であったり、そして徒歩と自転車、そういった多様な移動手段を確保すると。そういうふうなまちづくりが必要であると。そういうことをこちらでは述べさせていただいております。また、先ほど、現在、点在しているということで、海田町、今、利便性の高い町であるということは、我々も認識しております。ただ、将来的には人口減少する、そういう中で一定の人口密度は必要である。そうした中で、現在、中心拠点である海田市駅周辺、そして東地区の地区拠点につきましては、それらを拠点性を高めて、海田町の都市構造として、将来的

にも持続可能なまちづくりを進めていく必要があるという考え方に基づくものでございまして、今ある店舗等そういったものを移転させるとかそういうことではなくて、そういった都市機能誘導区域について維持であったり誘導を図ると、そういう趣旨で計画のほうでは位置付けさせていただいております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 今、そういつて言うけど、はっきり書いとるわけですから、過度に自動車に依存しないと。自転車だ、徒歩いうて書いとるわけですから。まず隗より始めよいうて、町長、町の職員が過度に自動車に依存しないで公共交通、循環バスだとか、徒歩、自転車で町内仕事のために移動してくださいよ。それ、できますか、現実的に。今、次長が、過度に自動車に依存しないで、公共交通だとか、徒歩、自転車を適切に利用してやるというて言ったんだから、それ、採用して徒歩、自転車でやってくださいよ、採用して。できますか。できないでしょう。できないことを町民に言うというのはどういうことなんですか。ちょっと説明してください。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） さっき、過度に依存しないということで申し上げましたのは、自動車だけに依存してしまいますと、過度に依存してしまいますと、例えば高齢者の方でもずっと運転ができるとは限りません。ですから、運転できなくなったとき、じゃあ、交通手段であったり移動手段をどうするのかということがございますので、多様な交通手段を確保する、そういう意味でこちらのほうで書かせていただいとるというものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 次に、今の設定の考え方ですけども、今の幸・曙辺りは中心拠点である駅と、それから、東の拠点である寺迫とを結ぶ都市軸だというて言ったけども、都市軸という考え方は立適には全く入ってない。都市機能誘導区域外としか扱われないわけですよ。特別に都市軸だいう考え方がこの立適の考え方の中にあるんですか、都市再生特措法の中に。ないじゃないですか。ないものをさも特別に扱うような、都市軸という考え方を出してきて説明するというのはごまかしじゃないですか。ちょっと説明してください。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） ただいまの御質問でございますが、こちらについては都市計画マ

タープラン、及び、先ほど申し上げております立地適正化計画につきましても都市軸の考え方は述べさせていただいております。これは都市計画審議会の中でもそういうことについて立地適正化計画の中でも明らかにするべきだというふうな御指摘もございましたので、これらについて書かせていただいております。都市軸の考え方は先ほど申し上げましたように、道路の沿道を中心としておりまして、それぞれ拠点を結び、都市機能、都市空間、そういった連続性を持たせるために設けるものでございます。主な幹線道路を中心としたものがその都市軸に当たるものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 私が言っているのは、この都市再生特措法、これに基づいて立地適正化計画を作っているわけけども、その中では都市軸という考え方はないということを言っているんですよ。やるのは居住誘導区域、都市機能誘導区域という区域設定があるわけですよ。その都市軸というのは一体どういう位置付けなんですか。何かそこへ、今の商業施設や医療機関なんかを誘導してもいいという位置付けなんですか。そうじゃないでしょう。単なる居住誘導区域であって、都市機能誘導区域外だから商業施設や医療機関等を自由に建てていいということになりますか。幸や曙町は都市軸だから、届出要らないよと、自由にやったらええよという位置付けになりますか。ちょっと説明してください。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） 確かに届出については、都市機能誘導区域外に建設する、そういった誘導施設を建設する場合にはしていただく必要もございしますが、これについてはそういった状況の把握というのが主な目的になりまして、都市構造、都市全体で申し上げますと、それぞれの中心拠点、地区拠点に、都市機能を維持、誘導するということが大きな柱でございしますが、それ以外のところにつきましては、決して、そういった立地を否定するものではございません。特に、道路軸、ですから、先ほど申し上げました曾田、寺迫、畝につきましては、都市軸としての機能、そういったものを有しておりますので、その辺については都市計画全体で見れば立地というのが理にかなっているというふうに考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） ということでですよ、今の曙とか幸なんかもやっぱり届出しなきゃいけないじゃないですか。ほかの居住誘導区域と同じ扱いじゃないですか。届出しなきゃいけ

ない。ただ、届出は現状を把握するためのものであって、特にどうかこうとかするものじゃないということを言い出したらすよ、何の意味であって立地適正化計画を作らんだと。ここの施政方針の中でも適正な誘導となっていますけども、適正な誘導とは一体何なんですか。ただ単に、これ、現況把握だから届出出すだけの問題だよというんだったら、誘導にならないじゃないですか、自由にやれと言っているのと一緒じゃないですか。適正な誘導とは何なんですか、説明してください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）これにつきましては、まず中心拠点、地区拠点、そういったそれぞれの拠点についての拠点性を高めるために、そういった都市機能の誘導を図ってまいります。それと、居住につきましては、いわゆる市街化が進んでないところ、そういったところについては災害の高い区域もございますので、そういったところについては災害の低い区域への立地誘導、それら辺を緩やかに進めていくと、そういうことで、また更には都市基盤整備を進めながら、公共交通、そういったものを配置することによって、全体として適正な立地誘導を図ってまいり、こういうものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）適正な立地誘導、それが何なのか、具体的に何なのかということを知っているわけですよ。その誘導の意味を知っているんじゃないでしょう。どうやって誘導するのかというて知っているんです、具体的に。今言ったように届出制は現況把握のためのものですから、これ誘導には当たらないですよ。途中で勧告制度だとかあっせん制度だという話がありましたよね。勧告制度。こういうものを使わないと誘導というのは難しいんじゃないですか。現況把握だけで誘導ができるとは思わない。例えば、この都市機能誘導区域外にスーパーマーケットを出そうとしたときに、届出だけ出せば、あとは自由にやれるんだったら都市機能誘導区域を設定した意味が全くないじゃないですか。自由にできるのと一緒じゃないですか。だから、勧告制度があるんでしょう。だから、適正な誘導というのはそういう勧告制度だとかあっせん制度を使ってやるというのが適正な誘導ではないんですか。違いますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）さっき詳しく申し上げてなかったのがあれですが、届出については状況把握というものもございしますが、実際に海田町としての立地適正化計画の考え方、そういったことについて理解をしていただく、そういう機会でもございます。現在、中

国地方の中では勧告制度について、実際に措置を講じたところはないというふうに伺っております。ただ、勧告はしておりませんが、実際に届出されたときに、それぞれの各自治体の考え方、立地適正化の考え方、そういったものについて説明を申し上げ、説明して調整しているというふうに伺っておりますので、町といたしましても、そういうふうなことも踏まえて、適正な立地誘導を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 適正な誘導と言うけど、この届出制度というのは着工前1か月前までですよ。1か月前までに、出した時点では、既に事業者は土地、場所等、見当を付けてですよ、事業をやる前提で走っているんですよ。そして、やるかやらんか分からんのにから届出出さねえんだから、やる前提で出しているわけ。それに対して、この立地適正化計画の御理解をいただくと、どういう御理解をいただくんですか。ここは都市機能誘導区域外だという理解せえいうて、それは理解するかもしれんけども、その事業者はそのまま進めますよ、事業化を、ね。それをどういうふうにして、適正に誘導、あつせん、勧告するののかというて聞いているんですよ。理解はしたけども、そこでやります言われたら終わりじゃないですか。だから、勧告とかあつせんという制度があるんでしょう。その勧告ということはやったことがありませんとかいってはっきり言うけども、やったことがないということをはっきり言うということは、海田町もやる気はないということを行っているのと一緒じゃないですか。ほかではやったことはないけど、海田町は勧告しますよと言ってやるんですか。勧告をやるについては、その根拠、どういうことだからここでは駄目だという根拠、基準、何もないじゃないですか。ただあるのは都市機能誘導区域への推進が支障になるときは勧告できるという、一文言があるだけ。何をもって支障があるとするのかね、その勧告内容も具体的には法にはないわけですから、それ行政が勝手に決める話ですよ。だから、そんなことをやっていいのかというて聞いている。これは行政の市場への不当介入だと言っているわけですよ。何の基準もなしに何の根拠もなしに、法的に勧告いう制度があるから勧告するんだいうて、やっていいのかと、それ問題でしょう。ましてや、ほかのところではやってない、海田町で初めてやるんだとなったら、その業者が、どういう勧告を出すかしのれないけども、その勧告に従わなかったらじゃあどうするんですか。罰則規定も何の規定もないじゃないですか。勧告に従わなかったら命令とか、例えば工事をやろうとしたときに差止めするとか、そういう権限があるんですか、海田町に。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）勧告制度につきましては、先ほど来、申し上げておりますが、これについては全国的な事例はございません。ただ、先ほど町長答弁でも申し上げましたように、これら関係機関とも情報収集しながら、その運用については、やはりある程度慎重に行う必要があるというふうな認識でおります。それで、今後、その基準づくりについて進めていながら、適正な運用を図るために、いろいろと今後速やかに検討のほうを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）いいですか。着工の1か月前までですよ、出てきたときに1か月しかないんですよ。もう1か月後には業者着工したときに、それより遅くなってやったら後は工事差止めしかないですよ。それができるんかということ、1か月以内にそういう結論を出して、全国的にやったことがないとかということをおね、できないでしょう。そりゃ、法的リスクを承知でやるんなら別ですよ。工事差止めをかけて、裁判をかけられたら、行政側が勝てるかどうか分かりませんよ。こんな裏づけの薄い法律に基づいてやったら、できないでしょう。実際にそれを止める手段というのはないに等しい。はっきり言うたらざる法に基づくざる計画ですよ。実効性が何ら担保されてないんだから。計画は作って、ここが都市機能誘導区域だと言っているだけであって、そこへ持ってくる手段を持ってないんだから。それはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうからちょっと御説明をさせていただきます。今言われるように、届出制度というのがございます。都市計画には用途地域とか区域区分というのがあって、これははっきり言って、強制力があります。この地域にはこういうものしか建っちゃいけませんとか、ここからここは農業と市街地の区分がされていますとか、そういった強制力が都市計画法の中にはあります。しかし、この立地適正化計画についてはそこまでの強制力はありません。今、下岡議員が言われるように、これは都市機能誘導区域外にスーパーでも建てたいということになれば、うちは強制力を持って駄目だということではできません。今言うように勧告というのも制度上はございますが、まだ全国的にもその勧告制度というのを適用した事例はほとんど聞いておりませんので、それはちょっと今から調査研究は引き続いてさせていただきます。そのことは都市計画審議会でも御指摘いただきましたので、しっかり今から調査のほう、研究のほうをさせていただきます。

きますが、町としては、その規制ばかりでまちづくりをするんじゃないで、やはり緩やかに規制誘導をしていきたいということで、来年度予算のことは予算委員会のことで言いますが、来年度からいろんなまちづくりの下地のことを取り組んでまいります。今の東部地区の拠点、交通拠点のまちづくりのこと、それから、海田市駅周辺のまちづくりのこと、そういった下地づくりをどんどん進めてまいります。基本構想とかそういったのもほかの部署でもありますが、作るようにしています。そういったまちづくりの下地をまず我々のほうがしっかりやっております。用途地域のほうも変更することも考えております。そういったまちづくりの下地をしっかりと町のほうでやりながら、民間の方に今の都市機能誘導区域の区域内にそういった施設は立地誘導していただけるようなまちづくりを我々のほうがしっかりやっていって、将来、海田町が人口減少の時代になっても、しっかりと今の住民の皆様と同じように満足していただける生活ができるようなまちづくりを進めていきたいと、そういう気持ちで今の立地適正化計画を作っております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 次に、工事発注についてですけれども、まず第1点目、西ノ谷川の工事が100パーセント完了したかどうかということですが、ここで書いとるのは、国の補助金を活用して災害復旧に取り組んだ工事を対象にしていますという言うけども、地元の住民がそんなものを見て分かるわけじゃないじゃないですか。平成30年7月の西日本豪雨災害で壊れたところが復旧してなかったら、復旧してないじゃないかというに決まっているじゃないですか。それなら、そこでちゃんとそこへ書いてくださいよ。違いますか。今の私の家の前、上流100メートルぐらいで、これは町じゃないけども、県の工事がまだやってなくて、護岸ね、民地側の護岸の工事をやっていますよ。それだとか、今の出合橋の2号橋の地権者なんか一番上流のところなんか、うち、西日本豪雨災害で壊れたけども、県がまだやってくれんと、砂防ダムのとくに一緒にやるというてから言っとるのだから、100パーセント完了とかいうて、うそ書くなとか言っていますよ。それだとか、今の出合橋の町道6号線のところ、壊れて、まだ仮復旧だけで本格復旧されてないんですよ。そこも当初は国の災害査定は受けたはずなんです。壊れたんだから。そして、そこで前にも言ったけども、実際に1人亡くなった災害の遭難場所でもあるわけですよ。皆さん、そのことを知っているから、そこが仮復旧しかされてないと、去年7月の大雨でも大穴が開いて、下に土のうしか置いてないじゃないかと。その下の

ところでは、道路がへこんで護岸が仮復旧したコンクリがこんなに膨らんでいると。みんな見ていますよ。これ見て、とてもじゃないけど終わったと、みんな見てないね。そんな、詭弁じゃないですか。国の補助金を受けたから事業が終わったんだと、国の災害査定を受けてないと。今言ったところなんかも災害査定を受けたはずですよ。出合橋のすぐ上のところ、民家の橋が架かっているところ、そこ、災害査定受けたでしょう。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部主幹。

○建設課主幹（矢熊）広報かいたのほうに災害復旧工事の進捗状況として、表を毎月掲載させていただいた中で、議員の御指摘のとおり、タイトルなどにインフラ強靱化事業、災害復旧事業とインフラ強靱化事業の進捗状況というふうな記載、それは記事のほうにもそういうふうに書いてあったため、それを見られる方に誤解を与えてしまったというところが確かにあったと思います。ということで、2月の広報からはそのインフラ強靱化については、当初から、先ほど議員のほうが言われた、最初、国の査定を受けて、その後いろいろな協議を経て、インフラ強靱化に振り替えた事業もございますけれども、そういったインフラ強靱化ではない災害復旧工事、国の査定を受けた災害復旧工事についての進捗状況については、2月の広報からそういうふうに記載をさせていただきとおりでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）細かいことを言うつもりはないですけど、おたくら詭弁じゃないですか、それって。そこってもう災害査定を受けてるんだから、おたくらの都合ですよ、工事の都合で、災害復旧工事、国の災害査定を受けた工事から今のインフラ強靱化工事1億5,000万のほうへ振り替えただけじゃないですか。町民、そんなこと分かりませんよ。平成30年の西日本豪雨災害で壊れたところが完全にまだ復旧されてないのに、100パーセント完了じゃいうたら、これ、どういうことかと、みんな思いますよ。そりゃ、当然の話じゃないですか。インフラ強靱化の言葉を削除したからそれでいいんだと、おたくら言うけども、それが行政の、何て言うか、上から目線というか、住民目線で物事を見ない、そういうことですよ。住民が分かるわけじゃないじゃないですか。私らも何人からも言われたし、今言ったように、少なくとも3件についてですよ、3か所について工事が西日本豪雨災害から復旧してないと、客観的にそういう状況になっているわけですから。それを今の国の補助金が云々かんぬんで言うというのは、住民感情からしたら全く理解

できない。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、主幹が申しましたように、広報では改めさせていただきました。

今、下岡議員からの御指摘は、場所は私もはっきり分かりますけど、あるところが災害査定を受けたのに災害査定からインフラ強靱化事業にすり替えてやって、それなのに災害復旧はもう100パーセント完了しているというのはおかしい、詭弁じゃないかという御指摘ですよ。そこは御指摘のとおり、最初、そこは災害査定を受けています。言われるようにですね。災害査定を受けて、本来であればすぐ直すんですが、あそこ橋がちょうど二つの川が合流しとるところで、あの橋があのままじゃいけないんじゃないかと、議会でも多分御指摘があったと思いますね。うちのほうも設計をしまして、あそこの今の出合橋、今のままであれば、また同じような災害が繰り返されるので、橋の架け替えが必要という結論になりました。したがって、災害査定を受けて、そのまま直したら国費を投入した箇所をまたすぐ一、二年のうちに取り壊すということになりますので、そのところはいったん応急復旧の形にさせていただいて、災害査定箇所から削除して、インフラ強靱化に取り替えるんじゃないな、振り替えて、インフラ強靱化に振り替えて、前あった高さと同じような形で護岸を造るんじゃなくて、橋の形状、橋の付け替えがございまして、付け替えに合わせて、護岸の形状も変えて、従前より少し高くする、従前と同じような形じゃちょっとできませんので、そういった意味であそこはインフラ強靱化、災害復旧じゃなくて、インフラ強靱化に振り替えたというものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）私が言っているのはそういうことを言っているんじゃない、表記がおかしいんじゃないかということをやっている。そういう今の、部長が説明した内容は、総務建設なんかで説明を受けて内容をちゃんと理解していますよ。そういうことになって、今どうなっているかということも。そうじゃなくて、その広報かいたの西ノ谷川が100パーセント完了となっているから、そのことを言っているわけですよ。県と町の工事が100パーセント完了したとなっているから。県も、今、私の上流のところ、ある町内の工事業者がブロック積みやっていますけども、そこは災害査定は受けてない。だから、県の別の維持管理費か何かの工事でやっているのも知っています。更に上流部分で田んぼに護岸が崩れて流れ込んで復旧されてないところも、砂防ダムの予算でやるというこ

とも知っていますよ。だから、予算レベルの問題じゃなくて、実際に西日本豪雨災害で壊れたところが、復旧工事がなされているかなされてないか、それでしか町民は見ないわけですから。予算がどうだこうだということなんか町民は関係ないわけだからね。そういう意味で、表記がおかしいんじゃないかと。まだ西日本豪雨災害で壊れたところの復旧が完了してないんだからと、それを言っているのだから、何でどういう理由でそうしたかこうしたかいうことを説明を受けたって、全部、それじゃ、地元の説明してくださいよ。今、部長が言ったことを。そうしない限りは地元の人には分かりませんよ。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと理解できませんけど、言われたことについては、まず広報については、表記の仕方を変えました。下岡議員じゃなかったかな、これ、御指摘いただいたので、表記の方法は変えさせていただきました。あと、住民の方がそれが災害復旧なんかインフラ強靱化なんかよう分からんし、終わってないじゃないかという御疑問があったら、また個別に話をさせていただきますが、私が現場でいろんな作業とか、今、この夏も応急復旧したところで御説明した限りで、直接、ちょっとそういったお話を私は耳にしておりませんので、また具体的な話があればその方のところに行って御説明する用意がありますので、これはまた教えてください。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）おたくら、ほんまに見てるの。私の家の上流100メートルのところ、今、町道側じゃなくて対岸側でブロック積みの工事をしていますよということを行っているわけだから。それ見て、知っていますか。知っていますか、執行部は。それ工事やっっていて、町民がそれを見て、100パーセント完了だと思いますか。工事やっ取るじゃないかと。そのことを言っているわけで、今、部長が言ったのは、今のインフラ強靱化に振り替えたから、だから、インフラ工事強靱化いうのを表記から外したというだけで、だから、町民目線じゃないと言っているんですよ。何だったら、これ、会議終わった後、行きますか。行って、実際に、行きますか、部長。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）あと、名前を変えたとか表記を変えたとかいう、確かに表記は変えさせていただきましたし、今の広報の分については、どういう工事がそれに該当するかということも、広報では明示のほうはさせていただきました。我々のほうもできる限り

のことはさせていただいて、災害復旧とはどういうことかを御説明させていただいて、広報にも書かせていただいております。現場のほうは、また私の時間のほう、取れるときであれば伺う用意はございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 何度も繰返しになるけども、今現在、西ノ谷川で私の家の前の上流100メートルぐらいで工事をしていますよということを言っているんだから、ね。それ、知らないのかと聞いているんですよ。そりゃ、町の工事じゃないですよ、県の工事ですよ、県発注の。どうも知らないみたいだから、見に行ってください。うそだと思うんなら。だから、それを含めて、部長、いやいやいうて首を振っているけど、現実には工事やっているんだから、県発注工事を。その工事業者、挨拶に来て、ここにも今、西部建設事務所と工事業者の連名で、2月に工事をやりますという案内文が来ていますよ、地図まで付いて。おたくら知らないだけじゃないですか。確認もしないで、100パーセント工事完了なんてよく言えますね。どうなんですか。行って見てくださいよ、じゃったら。どうなんですか。自信を持って言うんですね。工事やっていたらどうするんですか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） やっていたらどう、いやいや、そういう話じゃないと思いますね。私は100パーセント終わるとするのは、町の今の工事で災害復旧で国の補助金を活用している分が終わると言うたんですよ。県の分が終わるとかそんな話していませんけどね。ちょっと待ってください。それで終わったらどうするんか、やったらどうするんか、私の発言の意図とちょっと大きく違うんですが、何回も言いますが、私がお話しするのは、町の工事で、補助金を活用した災害復旧工事は西ノ谷川については終わっていますと、そういう答弁を差し上げております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） ここに今、その2月号の広報がありますよ。災害復旧事業の進捗状況、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた地域の復旧事業の進捗状況ですと、今後も復旧の早期完了に取り組みますと、西ノ谷川、事業者は県と町、県と町とはっきり書いとるじゃないですか。だから、県の事業も対象にして100パーセント完了と、これ、誰が見たってそう見えますよ。部長が勝手にこれは町の事業だけだと言ったって、ここに県と書いとるじゃないですか。これ、見てないんですか。おたくら、出した、誰が書いたんだいうたら、部長が書いたいうて言ったじゃないですか、12月定例会で。この矛盾、ど

う説明するんですか。説明してください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）2月の広報、8番かな、西ノ谷川、県と町、今、工事のほうは100パーセントですね、30年7月豪雨の災害で受けた分については100パーセント、国の補助金を活用してやる分については100パーセント、そのように記載をしております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番(下岡)国の補助事業だ何だかんだということはここに書いてないじゃないですか。被害を受けた地域の復旧事業の進捗状況ですと。こんなのね、じゃあ、今の県の事業というのは、国の補助を受けてないんですか。補助を受けているでしょう。率はどの程度かは別にして、完全に県の単独事業ですか。補助率は違うかもしれんけれども、国の金が入っているでしょう。これを見たら誰だってね、もう終わったと見ますよ。そこがおたくらの勝手な解釈だと言っている。これ以上言ってもね、おたくら分かってないようだから、終わったら上まで見に行ってください。次に、今の出合橋のことを言っているんだけど、予算、高岸1号橋だけで1億5,000万の予算のうち、高岸1号橋、これだけで、残りの出合橋だとか張り出し部分、これを失効させたと。予算を流したということと言っているんですよ。何でやらなかったんかと。工事に必要な用地の取得に時間を要している、総務建設委員会では何か地権者がどうだこうだいうて、地権者が何か問題があるようなことを言うから、その総務建設の後、全部、その出合橋、あるいは今の張り出し部分の地権者等に全部当たったけど、全部みんな協力してやっとなんと言っていますよ。おたくらの手続きが遅れているだけじゃないですか。それ聞いて、地権者のほうにあたかも問題があって遅れているかのようなことを聞いたら、みんな地権者、かんかんになって怒っていますよ。皆、当たりました。地権者だと言うから、地権者の側に責任があるように。違うでしょう、原因は。おたくらの手続きが遅れただけじゃないですか。そうとしか見えない。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）地権者の、用地が御協力いただけなかった、結果はそうですよ。その過程も総務建設で少し御説明はさせていただきましたが、用地を御協力いただくまでには、いろんな過程があるところは出てまいります。その方のいろんな条件を満足するためには、いろんな手続きを踏んだ上で用地のお話をしなければ、これはちょっと御協力ができない状況でございます。それを全部話をするかどうかは別ですよ。ただ、現在

の状況では今すぐ用地の御協力をいただけるというのは非常に難しいところがありましたので、そういった事情があるので、今の出合橋については橋の架け替えが難しいので、本年度はできないので、次年度という話をさせていただいたと思います。あまり地権者の感情を逆なでするようなことを直接言わないでいただければと思います。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 地権者のことを言わないでくださいという言うけども。

○議長（桑原） 下岡議員、ちょっと待ってください。傍聴席、ちょっとお静かに願います。

○9番（下岡） 地権者のことを言わないでください言うけども、何で延びているか、いいですか、令和2年度の予算ですよ。それを3年度に繰り越して、3年度になっても執行しない、入札すらしないからどうなっているのかいうて聞いたら、地権者がどうだこうだと言うから、全部地権者とどうなっているのかって聞きますよ、こっちは。地元の急いでいる工事だから。そしたら、そんなこと全然ないと、全面的に町に協力しとると言っている。そんなことを言わないでくださいって、じゃあ、2年間、何をやってきたんだという話ですよ。あたかも地権者との協議が長引いたかのように言うけども、何かの条件を地権者が出したとか、今言うけども、そんなことは地権者一言も言っていませんよ。喜んで協力するいうて言っていますとかいうて言っている。話が全然違うじゃないですか。私ら客観的に見てて、みんな地元が良くなるならいうて、地権者は言っているわけだから最初から。砂防ダムにしたって、県が今、もう工事ね、実際に買収交渉に入ったけども、七、八十軒の方々、全部喜んで地元のためならとって賛成しているんですよ。そういう状況の中でそういうふうな言い方をおたくらがすること自身、地元に対して非常に失礼な話ですよ。どうなんですか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 地元に対して失礼なことを思ってもないし、したこともないし、今までも用地交渉に当たっては信頼関係の上に、今の関係者の方には成り立って、今まできております。条件を付けてそれが折り合わなかったとか、そういう話とはまた、変に歪曲したような話に流れてしまいます。そんな意図は全くございません。何回も言いますが、用地取得をするためにはいろんなその土地土地によって条件とかいろんなものが違うんですよ。そんな簡単にはいかんのです、土地の取得というのは。これを信頼関係を相手方としっかり保って、それは向こうだって、事業に反対するつもりで用地を今すぐ出せないと言うとるんじゃないんですよ。いろんな諸事情があって、いろんな手続

きを踏む上で、やむを得ずそのようになってる場合がいっぱいあるんですよ。そこをよく御理解して、ここは議場ですからね、今までの信頼関係を全部裏切るような発言に近いようなことはお控えいただいて、皆さん、やっぱりそこは一緒になって地域のインフラ強靱化、災害復旧に取り組むということで一緒になってやりましょう。あっちが悪い、こっちが悪いじゃないですよ。一緒になってやりましょう。お願いします。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 私が言っているのはね、2年にわたって予算を執行しなかったと、入札しなかったと、そのことは何なのかというて、問題にしているわけですよ。異常事態ですよ。そんな予算なら最初から組まなきゃいいじゃないですか、2年にわたって。だから、地権者がどうとかいう話が出るから、そういうことは

○議長（桑原） 静かに。

○9番（下岡） 信頼関係があるというて部長も言ったじゃないですか。地権者と信頼関係があるんだったら、それ以外の要素は何なんですか、遅れる要素は。信頼関係があるんだからスムーズに話がたってですよ、2年のうちに入札、かけれたはずじゃないですか。私も、だから地権者の側との問題があるとは思ってない。だから、何なのかと聞いているんですよ。地権者の問題でなければ。部長も信頼関係があるんだから、地元も協力する言っているんだから、さっさとやったらいいじゃないですか。それができない理由は何なんだと聞いているんです。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 何回も言いますが、議場ですよ、ここ。議場で用地交渉の詳しいことを言えるわけじゃないじゃないですか。いいですか。みんな協力して誰も反対してないんですよ。いろんな諸手続きの関係でそうなるだけですよ。その詳しい中身をここでは言いません。信頼関係が崩れます。そこをよく御理解の上に地権者に関する発言をしていただければと思います。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 何か、奥歯にもの挟まった言い方をするけど

○議長（桑原） ちょっと待ってください。下岡議員、発言は認めますけど、感情的にならないで、冷静にやってください。はい、どうぞ。

○9番（下岡） その出合橋1号橋とか張り出し部分なんかについては、予算流してまた令和4年度に予算を出してきているから、どういう事情があったのかと聞いて

だけの話で、言えませんが、地権者といろいろあってとかいうだけじゃ、全く地元の今の私が聞いている、把握している状況と符合が合わないから聞いているわけだから。それ合理的に納得できる説明をしていただければ、これ以上、話を聞くことはないんですよ。ちょっと合理的な説明をしてください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）何回も言いますが、諸事情があるということです。手続きとかいろんなことで。その合理的な説明って何ですか。地権者とのいろんな話を今手続きやっているのに時間がかかっている、その合理的な説明って何ですか。諸事情があるとずっと今お話をしていますよね。全部、この議場でお話をするようなことではないですよ。御理解ください。

○議長（桑原）部長、聞かれたことに冷静に答えてください。反問権ありませんからね。下岡議員。

○9番（下岡）さっきも言うたように、私は、だからそういう事情があるのか、どういう事情があるのかね、例えばその事情が解決しなければ令和4年度予算組んでも、また執行できないじゃないですか。状況が分からないから、判断できないですよ。令和4年度で予算出してきているけれども、どういう事情か分からないんだから、議員として。それを認めていいものなのか、認めたらまた誰かとの関係、言えないような事情によって延びましたということになるかもしれない。だから、議員として聞いているんですよ。私も現地に実際に関係地権者に当たったけども、ある出合橋の関係の地権者なのか、もう県と言われたとおりにやって、境界立会もやって、あとは契約書がくれば私はもう実印を準備して待っていますと言っている地権者までいるわけだから。今の持って回った言い方、何なのか、全く分からないから、その事情をクリアしないと、新年度の予算で計上しても執行できるかどうか分からないから聞いているんです。説明してください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）予算に計上させていただく以上は、年度内の工事着手を目指して頑張ります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は15時50分。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 4 1 分 休憩

午後 3 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。7番、兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。本日は、大きく3点質問いたします。

こども議会について。質問事項はこども議会について、質問の要旨は子どもたちの質問も答弁書がなければ答えられないのか。議会報告会では我々議員は参加者から名指しで、様々な質問に対して即座に答えております。当然、予告質問文書などありません。しかし、昨年実施されたこども議会は、質問の要旨、今読んでいる分ですね、に加え、再質問まで町に提出させていました。その結果、事前に書かれていたもの、再質問まで全て文書の読み合い、発表会で終わりました。大勢の場だけど、読むだけなので緊張しなかった、議場は活発な議論の場と聞いていたが違った、議員とこども議員の懇談会の席に、なぜ町長・副町長が意見参加しているのかなど、参加者意見や保護者から問合せが来ました。子ども主役で開催している議会ではありますけど、子どもに再質問まで提出させる全国でオンリーワンの町へ、以下に問います。一つ、子どもたちの質問ぐらいは、要旨を提出させなくても、長であれば即答弁できるはずですが、資質を問います。二つ目、読み合い発表会ならば、ウェブとかオンラインでやってもらえばいいです。代わりに、坂町のようなクラスごとに傍聴席を時間ごとに入れ替わり、議会傍聴の社会見学にする。児童生徒全員が議場の雰囲気、緊張感を感じてもらおうほうが子どもたちへの学習機会への導入、関心として効果が期待されるのではないか。

大きく2点目、庁舎問題にまで発展した経緯説明と費用弁償、処分について。コロナ禍にあり、令和2年3月から令和2年度は議会の傍聴、議会報告会共に自粛、中止。3年度も開催見込みが立ちません。この間、町長に対する3度の問責決議案が提出されております。議会の動きは新聞報道が翌日、次いで、議会だよりが翌月、会議録が約3か月以降となります。これまで議会中継などはありませんでした。私たち、私はちょっと議員じゃなかったので、議員ではない町民が議会の動き、町行政の動き、情報を早く知るには、各議員が一般質問などで発信している議会だよりと新聞報道だけであります。したがって、町民目線で議会だよりという資料を基に時系列で見ますと、とりわけ、新庁舎問題については令和元年12月議会で特別多数議決、記名で全員一致で役場庁舎を定

める条例が可決。県とは瑕疵担保責任のない契約を締結した後に、ヒ素問題と、問題に問題の上塗りが起こっております。町民と町外の県民にも負担をさせて、単なる官官の土地売買契約が大問題化し、弁護士まで介入しております。その結果、更に町費を投入することとなる質疑、質問で、町長は申し訳なく思っていると答弁されています。以下に問います。一つ、瑕疵担保責任のない契約を締結することがまず、町長の勇み足であり、慌てて契約をする必要もなく、単なる過失であります。実質評価額以上の負担をかけて、ヒ素除去費用まで町民負担する理由はありません。住民訴訟の弁護士費用はクラウドファンディングで、そういったことが専ら町内各所で声が上がり、町長に賠償責任させる署名運動まで波及している状況であります。学校現場ではプールの水栓の閉め忘れで水道代約80万円を住民が負担しました。もはや、謝って済む問題ではありません。自らヒ素除去費用の弁償や減給処分の考えはないのでしょうか。二つ目、なぜ住民の面前で入札からの経緯や売買契約などの説明を果たさないのか。自粛解禁のときやオンラインとかリモートでもできたはずですが、質疑応答を拒む理由は何でしょうか。三つ目、新庁舎建設の説明をする一方的な動画を配信することが説明責任だと勘違いをされていらないでしょうか。新庁舎問題の参考資料は議会だよりで載せていただいております。令和元年の12月議会から毎度議会から、3月、6月、9月、12月、令和3年の2月、6月、9月、令和3年の12月、常に質問が出ております。それを参考にした一般質問をしております。

大きく三つ目。ワクチン接種会場について。旧海田公民館を新型コロナウイルスワクチンの接種会場に。昨年度から大規模会場として一つに集約実施すれば、長期的に利用ができ、駐車場もある。循環バスも停車する。かなりのメリットが考えられた。昨年のある会場では、深夜、明朝に、災害避難解除放送をしました。当日はそこがワクチンの接種会場のため、早々と避難者へ移動や帰宅を促すようなことをしなくてもいいんです。施設利用者の使用の取消しもなくなります。緊急事態宣言下でもオープニングセレモニーをしたり、旧公民館の物品を売り払う会場としてにぎわってもらおうとした町行政の感覚に改めて私たちと危機感の相違を覚えてしまいました。同時に臨時的な大規模ワクチン接種会場としての使用も可能であると考えられます。今後の方針もなく旧海田公民館は、昨年、物品売払い会場にはできて、ワクチン接種会場にできない理由はあるのか。また、現在、ワクチン接種会場にもなっている会場には、簡易的にも便座を拭き取るアルコール、これを各個室に備えるよう、各担当部局には私たちのほうで要望した経

緯があります。そうすると、即、除菌剤を設置、配布しました。コロナ禍から2年が経過した現在、今後も続く感染症対策として、町内23ある全部の公共施設の個室トイレ、そこには個室ごと便座へのアルコールの常設の設置が必要であると考えますが、町の見解を問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の1点目の2番目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁をいたします。

こども議会についての質問でございますが、1点目については、こども議会は海田町の将来を担う児童生徒たちが議員となり、町の問題点や将来像を提言することによって、ふるさと海田を再発見し、自分たちのまちづくりという意識の涵養を図るとともに、行政の仕組みや議会の役割に関心を持たせること、及び選挙権年齢の18歳引下げに伴い、こども議会への参加を通して、主権者教育である政治的教養の教育の充実と児童生徒の政治参加意識の高揚を目的としております。本質は、町としてまちづくりや政治的教養と参加意識の高揚をだんだんと養いつくる実践的教育として実施したもので、当初の目的は達成したものと考えております。

続きまして、庁舎移転関連についての質問でございますが、1点目については、庁舎移転は広島市東部地区連続立体交差事業に基づくもので、現庁舎は耐震性やバリアフリーの観点から課題があり、早期の移転が求められる状況でございました。財産購入契約の際に、土壌汚染はないと想定しておりましたが、瑕疵担保責任条項に対しては覚書の締結により一定のリスクを回避しており、新庁舎整備を進めた判断は適切であったと認識しております。建設予定地での土壌汚染の検出により、庁舎移転スケジュールが遅れ、土壌汚染対策費が生じることは申し訳ないと思っておりますが、新庁舎の効果的な運用を図ることで、責任を果たしてまいりたいと考えております。今後も早期の住民サービスの向上・防災拠点整備に向け、県に一定の負担をいただきながら、広島市東部地区連続立体交差事業に支障のないよう、庁舎移転に取り組んでまいります。2点目につきましては、傍聴可能な本会議や特別委員会で私からも答弁をさせていただいております。これらの会議は傍聴可能で、説明や質疑応答の内容は新聞報道や議会だよりなどで住民の皆様にも御覧いただいているものと認識しております。3点目の庁舎移転に係る動画配信につきましては、これまでの広報誌やホームページでの情報発信に加え、広く住民の皆様にも事業の取組を分かりやすくお知らせするために行ったものでございます。

続きまして、ワクチン接種会場についての質問でございますが、1点目については、住民の利便性を考慮し、会場を一つに集約するのではなく、町内複数の公共施設に接種会場を設けております。また、織田幹雄スクエアを設置会場としていることから、近接の老朽化した旧海田公民館を使用することは考えておりません。2点目については、トイレのアルコール消毒類を置くことを含め、町内の全公共施設で感染対策を徹底してまいります。

失礼いたしました。庁舎のところで、瑕疵担保責任免責条項と言い忘れましてので訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、引き続き、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）兼山議員の質問に答弁いたします。こども議会の実施方法についての質問でございますが、こども議会は、各学校で教育課程に位置付けて取り組んでおり、こども議員のみならず全児童生徒が政治や社会の仕組みを学び、政治的教養を身に付けることのできる絶好の機会と捉えております。したがって、この目的を達成するためにより効果的な方法について今後も検討していくこととしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）ワクチン接種会場のほうから再質問させていただきます。近接の老朽化した公民館だから使用することは考えてない、考えてないんだったら、これ以上言う必要はないんですが、私の質問の内容としてはイベント会場のような、もっと言うと、単発なことは使用できるんだけど、いわゆる単発でない、多少少しかう長い期間で使用するような使用方法としては、老朽化しているから使用できないという考えでいいんでしょうか。いわゆる構造上の問題とかそういう理由で使えないという解釈でよろしいんでしょうか。そこについてもう少し細かくというか丁寧に説明していただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ワクチンの接種会場につきましては、町長答弁にもございますように、まず高齢者の接種から開始をいたしました。高齢者の方々が接種しやすい会場ということで複数の接種会場を選定させていただき、なおかつ、ワクチン接種というところで安全性であるとか衛生面等も考慮いたしまして、設置会場を設定したものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今の大規模だから集約してというところを一つ質問に入れているんですけど、じゃあ、接種会場の一つに考えておけば、これは使用できるんじゃないですかという、こういう質問に対してはどのように答弁いただけるのでしょうか。もう1回答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉健康部長。

○福祉保健部長（森川）海田地区につきましては、接種を開始する時期には、織田スクエアが既にできておりました。衛生面、安全面を考えまして、織田スクエアでの実施をしたものでございます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）公民館を、物品を売り払う会場としてというところで答弁させていただきますが、まず計画時点では緊急事態宣言下ではございませんが、結果的には緊急事態宣言下で売払い自体はしてなかったんですが、計画上、その会場自体は電気が使えない状況というところでの売払い会場を想定していたものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）電気が使えないから使えないんだと言ってくれたら、もうそれでいいんですよ。ということで、それは住民には説明しますので、そのために私質問しているんです。2点目のところのアルコール消毒類は、教育委員会で福祉保健部のほうにちょっと話すと、すぐ対応していただいて、簡易的にね、そういったところの動きはすごいなと感じた次第ですが、でも、これからもコロナは続くと思う。そして、感染症というのはやっぱりこれからずっと切っても切れない、ウィズコロナということは続くと考えられるんですが、来年度の予算書見たら書いてなかったの、どうするのかなと感じましたが、これはたちまち同じように、除菌ペーパー、こんな感じとか、こういうようなものを置いたりとか、スプレーとか、そういったことで対応するということですか、全部の個室に。そのように答弁書いてあるんですけど、どうでしょうか。今、ここの3階のトイレ見ましたけど、置いてないんですね、便座のところに置いてないですから、女性のほうはちょっと見てないんですけど、これからどうしていくのかということについて答弁をいただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在また、これからのにつきましても感染対策は必須となっております。基本的な対策、正しい手洗いであるとか手指消毒、マスクの正しい着用等をし

っかりと周知をしながら、施設の利用につきましては施設の利用用途に応じて、アルコールの消毒類の設置等、また感染状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）町内の全公共施設、私は全個室のトイレに設置してはどうかという質問なんですけど、それについてもう少し明確に答えていただけますか。先ほど、石橋議員が言われた、どのようにしていくのかと、今のコロナ対策を、私はその一つだと考えているんですね。町長も答弁してましたね、施政方針で。思いつく限りのことをやってくんだということ、これ、思いつく限りなんですよ。ここの拭くのもそうですね。そういうことを含めて、全個室にそれを常設していくのか、私はガチッと置いているやつと考えているんですけど、将来的なことを言っていますけど、たちまちはそれでも簡易的にでも置いて、スプレーで拭いてすれば、感染症対策になります。そういったことが、町内放送より、そういったことをしていくほうが感染症対策になっていくと、私は考えているんですけど、もちろん町内放送も無駄じゃないですよ。言うだけじゃなくてね。だから、そういったことをやっていくのかということについて、全個室に、便座トイレのところに置いていくということを答弁と考えてよろしいのでしょうか。そこが抜けているんです。どうですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）感染対策、今までもこれからも、先ほども答弁ありますように、基本的な対策、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用、それから、議員御指摘いただいたトイレでの除菌であるとかいうところを、総合的に進めていかないといけない。ただ、不特定多数の利用があるところ、例えば保育所だとか児童クラブ、それから学校等については、またやり方等が、感染対策は違ってまいると考えております。不特定多数の利用がある施設については、アルコール消毒の設置、それも常設のところもありますし、簡易で置いているところもありますので、その状況に応じて感染対策を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）福祉保健部のコロナに関する考え方は理解できます。私言っているのは設置管理者についてですね。だから、ここの庁舎だったら町長じゃないですか。だから、それに感染症対策、個室便座トイレ、アルコールを置く置かない、どっちなんですかね。それぞれがやれということを周知、告知していくんでしょうか。どうでしょう。やって

いくのかいかないのか、やっていく方向なのかいかない方向なのか、ちょっとずっと何か紛らわしいというか、全公共施設で対策を徹底してまいります、私はそれ言ってないんですよ。じゃなしに、置くか置かないかだけの話をしているので、将来的に置いていくのかどうかということも含めて、この庁舎でいいですよ、庁舎、これから、あと、来年ぐらい移転しますが、その間でも感染症対策ですからね。それについて答弁いただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）御指摘があって、各階個室に思ってたんですが、3階になかったということで大変申し訳ございません。それはすぐにでもやってまいります。やはり、感染症対策、今後も第6波が終わったら終わるわけではございませんので、これからもいろんな形があるとは思いますが、感染症対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）置くというか置いているという声が聞こえたので、次の質問に行きます。

こども議会についてです。ずばり、私言っているのは、子どもたちの質問も答弁書がなければ答えられないんですかというところ、子どもの気持ちを率直に受け止めて、生の声で答えてあげたらどうかということを言っているんですが、何か全く違う答弁が、当初の目的は達成したものと考えておりますと言われたら、ちょっと何か、何のために早くに質問出したのかなと感じますけど。そもそもこども議会の目的、私は経緯はずっと知っておるんですが、久留島議長時代ですかね、桑原議員が提案して、こういう理由でって。目的は皆さん知っとられるのかな。条例では書いていますよね。ちょっとそこら辺について共通認識していきたいので、目的を達成した言われたら、主役は子どもたちと言っているんだけど、目的はちょっと確認したいのと、主役は誰ですか。教育委員会のほうに答えていただきましょうか、まず、どうですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず、こども議会の目的ですけども、児童生徒に対して、一つは、町やまちづくり等について、問題点や将来像等を考える中で、町政やまちづくりに対して興味を持つということがまず1点でございます。それから、その活動を通しまして、政治の仕組みであったり、そのようなものを意識づけしたりとかいうところで、政治的教養の教育を身に付けるものということで、子どもに対してそのような意識の高揚や涵養を身に付けてほしいという思いで行っているものでございます。主役は子ども、こども

議員でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）こども議員がこういうことで、はっきり言いまして、正面に向き合ってくれてないというようなことを言っておられるわけですから、懇談会でも、その後の保護者のほうからも。それで私は提出をさせないでも、やっぱりしゃべりたいですよ、子どもは。せっかくの機会ですから。申し訳ない、町長が誰であろうと、社長が誰であろうと、やっぱり社長と話がしたいし、普段会えない人、町長でも会いたい、しゃべりたいですよ。自分の気持ちを、子どもたちの意見を吸い取って学習機会にする。これはとある議長、議員のときにその提案をされていることなんですが、それをぶつけていくのに、文書出せということ自体が、もう向き合っていないんじゃないんですか。まだいいですよ。再質問まで出しているんですよ、子どもが。それは、子どもにとって、何か町長としゃべるときは、教育長も含めて、何か質問書を出さないか答えられないのかとかいう間違っただけの認識に入ってきていますね。1人でもそういう人がいたら駄目なんですよ。正直に、もう1回言いますよ。ずばり。答弁書がなかったら答えられないから、何かずっとたらたらたらたら書いておられるんですかね。目的は達成するというのは子どもですよ。達成しているかどうかを聞くのは大人じゃないんですか。行政であり、私たち議員ですね、含めて。知っていないから出しているんですよ。ですので、もう一度、ちょっと端的に、先ほど、私、指摘されましたけど、もっと端的に言えと言われたんですが、答弁書がなければ答えられないから何かたらたら言っているんですか。答えてあげたらいいじゃないですか、率直な気持ちを。尾崎川っていったら尾崎川では何か水質の汚染のことなのかとか、散乱するからそれ対策してほしいかなで、イメージがつくじゃないですか、それだけ出せば。通学路についてって出してくれたら、通学路の問題、道路が狭いから、いろんな今色を付けてくださっていますよね。それぐらいの対応ぐらいすぐできるじゃないですか。それができないのかどうかということをお答えしてほしいと思って質問にしているんですが、ずばりもう答えていただけますか、答弁される方。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）答弁についてでございますが、通告書という形で行っておるものは議会と同じ仕組みということで最初の第1答弁を準備するためのものとして出していたいております。それから、再質問について提出をするようになったというのは、経緯がありまして、最初に子どもたちが第1答弁のみで臨んだこども議会がございました。

持ち時間がその当時12分だったか15分だったかというところでもございましたけども、第1答弁のみのやり取りで時間を使い切れないうまま終わりますということで終わった状況が続いたという経緯がございます。その中で、再質問ということがあるということのまず意識づけのために、再質問を関連質問として考えようということで始めたものでございます。今年度でいきますと、再質問、実際に出していただいて、それに沿って答弁をしている子もございましたけども、中には最初に出したものと違うものをこの場で質問をしまして、準備をしていた執行部のほうが慌ててその場で、即興ではないんですけども、質問に対しての回答をしたという事例もございます。子どもたちが再質問ということ意識する意味で、考えさせ始めたものが今回の提出ということにつながっておりますので、その趣旨については御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）経緯を説明して、趣旨は御理解するかどうかは、人それぞれ。教育次長の言い方は分かります。いろいろ理由があったんだということなんでしょうけど、こども議会の在り方は、やっぱり子どもですから、やっぱり聞きたいんでね。なので、そういったところも含めて、検討も書いてないのでね、何かはぐらかされたような気がして、非常に不愉快さわまりないですね。来年やっちゃったらいいじゃないですか。いろんな失敗があって学ぶものですよ。先生もそれに対して、再質問したらいいよ。将来、議員になってくれたら一番いいじゃないですか、そういう人が、子どもたちが。投票率も低下しております。1回目のこども議会をした後に、こども議員が提案している分を、高校へ行って模擬投票したのかな、そういったことをしております、非常にいいなど。1回だけですよ。やはり、どこか海田町の体質というか、受け止め方がどっかねじれて、いつしか子どもが主役でない言い方の答弁になっていることに対しては非常に疑念に思いますね。この2のところの質問はもう是非やりたいんだということになっていきますけど、それは、もしやらなかったらこれしたらどうかということなんです。子どもの質問は質問事項だけにして、町長さん、教育長さん、しっかり受け止めて答えてあげて、あとの説明員のほうで説明するってしっかり答えてあげたらいいじゃないですか。それができないんだったら、2番のほうの傍聴の見学にしたらどうかという、私、妥協案なんです、ここね。妥協案にはすごい食いついているんですよ。なので、もう一度、ここについてお聞きします。来年のこども議会は担当者がこの答弁書を作るのに時間も削減できるじゃないですか。そんなにこども議会のことですね、どういう答弁せないけ

んかということ、臨機対応すればいいじゃないですか。それができるかどうか。こども議会は質問事項で率直な意見を聞いて受け止めて答えてあげる、答弁書なしで答えてあげるといことは考えているか考えていないか。考えてなかったらなぜ考えられないのか、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）御指摘も踏まえまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）蓋、開けてやってなかったら、じゃあ私、来年、また同じこと言わないといけないんですね。一応、でも、言うよ。期待をします。せつかくこういうこども議会をやっていますのでね。教育長、答えられますよね。だって、教員だもん、もともと。町長も答えられますよね、大学で教えられとるわけでしょう。できないことはないですよ。やるかやらんかだけです。あえて言わせてもらいます。議員だったら、多分皆できますよ。大人の対応をしていますから。通告だけでいいはずですが、あえてちょっと念押しで、要旨はやらなくてもいいという提案をさせていただきました。

では、次に行きます。3点目、庁舎問題にまで発展した経緯と費用弁償、処分について。答弁書を見たら間違いはないか言っておられるんですが、今までこの2年間の会議録なんかもずっと見て、その都度、一般質問をずっと吸い上げていったんですけど、この前の12月の議会もそうだったんですが、弁護士と相談したと問題はないとっておられることがたくさんあったんです。弁護士に相談したところ問題はないということで、だから、多分これは、多分といったら、間違いなく問題なかったということになるんでしょけど、弁護士って、おたくたちを弁護しているわけですから、違うよと言わないですよ、絶対に。だからそれは答えにならない。その中でもう1回聞くんですが、庁舎問題になっているんですね。今まで過去の例の一般質問も全部見たんですよ、問題、問題、問題になっているんですけど、問題というふうに発展したというのは、実際に認められているんですか。単なる建物を建てるだけの話ですよ。弁護士まで介入してて、問題なかったという話になっているんですけど、問題としてこれ発展したというのは認めるか認めてないか、そこで大分変わってくると思うんです、答弁が。発展したことは認められるということによろしいのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備におきましては、土壤汚染物質が検出をされて、工期も遅れましたし、追加の費用負担も発生をいたしておりますので、計画どおりいったものではない、そういう対象について問題があったと、問題となっているという認識は持っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）いわゆる庁舎問題ということを一一般質問で出している議員たくさんいたんですよ。その問題は、問題として認識してないということですね。認識しているんだったら認識しているでいいんです。私は認識していると思って、ずっと質問を聞いてたんですけど、認識してないんですね。そこの今の庁舎の進行が遅れたとこだけ、遅れたことが問題だというそういうスタンスでよろしいんでしょうかね。ちょっと最初だけ細かく質問します。どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎問題という意味の認識でございますけれども、やはり計画どおり事業を進めていて、土壤汚染が検出されて、スケジュール的にも遅れ、費用もかかった、対処方法についても、当然、対応が必要になってくる、その対応方法についても議員の皆様方と、御意見をいただきながら一定の方向を定めなければならなくなった、そういったところでは、ヒ素が検出されたというのは庁舎整備における問題であったという認識でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）いわゆる問題はあった、少なからずともあったんだということ、じゃあ、住民のほうの説明のほうに、最初私が言っていることですね。傍聴可能な答弁とか、私がずっと懸念しているのは、これまでの経緯でいろんなことがあったことに対して、住民の前で説明する時期がもう来ているだろうということを質問しているんですね。それを拒む理由は何かということをやずっと言っているんですけど、それをずっと交わしているんですけど、そういったことについて責任という部分は、今言っていることが間違いないんだというスタンスなんですかね。だから、住民が今怒っているんですよ。だから、これ質問のところの質問事項には、問題発展しているんだからこの経緯を説明するべきじゃないかということを質問しているんですけど、最終的には取り組んでまいりますという形になっているんで、説明責任というところはもちろん議員としても議会としても、説明は、責任を果たしていつているんです、皆さん、それぞれの時間で、それぞれのス

ダンスでやられているんです。だけど、やっぱりこれ、スムーズにいったいいですね。後からちょっとフローチャートで出しますけども。そういったところも含めて、町民が疑念、疑問に思っていること、直に町長に聞きたいことがあるんだという声が多いからこうなっているんですよ。それをずっと逃げるような形を取るから、向こうが弁護士出すんだったらこっちも弁護士出すという話になるんですよ。話合いというのはそういうことですね。膝をすり合って話をすることはできませんけど、コロナで。でも、そういう気持ちで、やっぱり向かい合う時期に来ているんじゃないですか。私、何て言うかな、悪いことを言っとるわけじゃないんですよ。そうしたほうが絶対町民のほうは分かってくださるはずなんです。それをするかどうかというところについて答えていただけますでしょうか。端的に答えてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） 土壌汚染が検出されて、その対策でございますけれども、これまでも議会から質問、質疑をいただきまして、御説明もし、答弁もしてまいりました。ただ、スケジュールも遅れ、費用負担も増えているということもございますので、議員の皆様方、それぞれでも納得のいくものいかないもの、それぞれあったらと思います。そういう中ではありますが、町のまちづくりとしてどういう方向性で進めたほうがいいのか、そういったことを議員の皆様方が考えていただきまして、一定の方向を決めていただいたものと認識をしております。我々といたしましては、その議論の過程で出てきたそれぞれの考え方、その中で一定の方向として決定したもの、そういう審議の過程等も含めて、町民の皆様には御覧をいただければというふうに考えております。

○議長（桑原） 部長、説明会をする気あるかないか、答えてください。企画部長。

○企画部長（鶴岡） 土壌汚染対策に関しましては、住民説明会ではなく議会の審議の過程等を含めて、住民の皆様に見ていただきたいと考えております。

○議長（桑原） 兼山議員。

○7番（兼山） 弁護士が出たんだから、弁護士が出るような方向になるでしょうね。海田町のこのイメージダウン、アップにはならないですね。ダウンにつながるこの拍車がかかるので、これ、そこ気になるのでこの質問をしたんですね。委員会の資料を見ましたけど、財産購入、これ答弁ね、契約の際には土壌汚染はないと想定しておりましたと言ってますけど、ちょっと時系列の話になりますけど、土壌汚染はないと想定していながら、その前段で11月5日に県のほうに開始しているんですね。土壌汚染はないと想定し

たから11月28日に契約を締結しているんですね。これを見ると。その翌1月に工事業者に入札を公告しているんですね。臆測で、ずっとスタートさせて、その間、議会にも説明をしているんですけど、これ、議会にもその詳細の説明をなしにして、早うせないけんから1月7日に工事のほうにもそれ入札を公告しているというのは、その1月7日公告をして、1月22日にヒ素が出ましたとあって、1月29日に延期しているので、これ入札公告したし、土地の調査結果を待たずして入札に入っていけるものなんかな。普通、私が、例えば家を買うとした場合、土地の状況が、これが汚染されているのかどうか、軟弱調査は30年4月にやったと書いとるんですけど、汚染されているかどうか、買う場合はまずそこを知らせてくれないと、後からお金を追加で出してくれという話じゃないですよ。覚書であろうが覚書でなかろうが、臆測で動いたということですかね。ちょっとそこについて答えてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）土地の売買契約の時点で、土壤汚染対策法に基づく検査が必要ということは認識しておりました。ただ、検査の結果がどうなるかというのは、そこではまだ分からない状況で、その中で汚染がないと想定をするかどうかというところだと思っておりますけれども、新庁舎の整備につきましては、現庁舎が耐震性がないということでありまして、バリアフリーが確保されてないといったような早期の新庁舎整備が求められる状況でございましたので、土壤汚染はないという想定で手続きのほうは進めさせていただきました。ただ、契約書上、瑕疵担保責任の免責条項がございましたので、それについては覚書の締結により、一定のリスクを回避して進めるという判断をしたものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）やっぱり問題じゃないですか、これ。結局のところ。執行部のほうは問題じゃないと思っていらっしゃると思いますが、これ、皆さんの税金で賄った事業ですよ。町民と町民外の方も含めてね。覚書だから、あったときは加算すればいいよとか、そういう次元の話にないですよ。今回、私、これ一般質問をして、来月のほうに恐らく、もちろん、私、見出しに出すわけですが、一般質問の議会だよりも。それ見たら、やっぱり皆さんこう、ものすごく怒り心頭している人たちが、これは絶対許せないよと、覚書だから一定のリスクは、一定だったら九定は悪いということですよ。だから、そういうことを裁判沙汰というんですかね、海田町のイメージダウンになることを避けるには、

やっぱり前でしゃべって、こういう理由で急いだから、皆さんに誤解を招くことがたくさんあったから、だけど、いいものを造りたいので、是非皆さん協力してください、住民の皆さんに協力してくださいと言えば、私は、味方になるはずですよ。それだけのことだと、私は、町民の声を聞いたら、恐らくそこだと思います。やっぱりそれぐらい関心があるから怒るんですよ、皆さん。それを問題ないとか、リスク回避できたからということ言うから追いかけるんですよ、ずっと。裁判の話を持ちつかせること書いていますが、したくないですよ、みんな、そんなことは。ですから、これ、あと、私の一般質問が出たことで判断するでしょう、その方たちが、皆さんが。そうなってくると、海田のイメージダウンですよ。だって、さっきも施政方針でありましたけど、やっぱり1人でも多く海田町の住民になってもらいたいんですよ。それに私はこの庁舎のことでマイナスイメージはつけない。だけど、実際、言わざるを得ない。だって、議員だから。だから、そういったこと含めて、最後ぐらいにもう入りますけど、だって、もともと2億だ3億じゃいう話から始まっているわけですからね。私は聞いていますよ。そこから16億から18億になって、29億になって、39億になって、43億になってくるわけですから。それはやっぱり住民感情として、私は議会であったことは説明しますが、やっぱりしょせん議員、皆さんに伝える限界があります。ほかの議員さんたちもいっぱいやっていますけどね、それについて誠意を持って、この庁舎問題。住民の皆さん、特に関心のある方、向き合っていくかどうかお答えください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備におきまして、基本構想から規模でありますとか機能でありますとか場所等についていろいろ議論をしてまいりました。その中で一定の方向も出て進めてきたわけですが、汚染物質が検出されたということもございましたけれども、そういった一定の流れも含め、また新しい庁舎で住民の皆様に提供できるサービス等、活用方法につきましても、いろいろな形で住民の皆様にお知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）最後、ですから、処分について自分自ら、過去の例を見ましたが、町長になられた方で、自ら減給をされた方もいらっしゃいましたけど、この問題については自分は考えてないという考えでよろしいのでしょうか。処分は考えてないと。考えているか考えてないかぐらいは言えますよ、御本人が、どうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）汚染物質が検出されてスケジュールが遅れたこと。追加の費用が必要となったことについては大変申し訳なく思っておりますけれども、新庁舎のほうを早く整理をいたしまして、住民サービス、より良いまちづくりのほうを進めていくという形で責任のほうを取ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）町に責任を取ってくれと言っているんじゃないんですよ。町長に処分を考えているのかと聞いているのです。町長、じゃないですよ。御自身がそれ答えてください。そうかとかそうじゃないとか、処分、自分が考えているとか考えてないとかぐらいは答えられますよね。さっきのこども議会と一緒にですよ。そんなに、私、難しい質問しているわけじゃないですよ。こども議会と一緒に、答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）説明の委任を受けたものとして答弁のほうをさせていただきます。新庁舎整備のほうを進めまして、より良いまちづくりを進めるという形で責任のほうを取ってまいりたいと考えております。

○7番（兼山）終わります。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）6番議員、大高下です。本日は1項目について質問します。

マイナンバーカードの普及について。マイナンバー制度は行政を効率化し、社会保障と税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されていますが、マイナンバーカードの普及が進んでいないことが課題となっています。政府は、マイナポイント付与等で、令和5年3月31日までに国民の100パーセントの交付を目標に掲げて、地方自治体に協力を求めています。全国のマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は41.8パーセント、令和4年2月1日現在、最も進んでいる市は宮崎県都城市で76.1パーセント、町では静岡県西伊豆町で68パーセントになっています。広島県では42.3パーセント、海田町では45.7パーセントです。町として、現在の取組と目標達成の取組についてお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。マイナンバーカードの普及に係る町の現在の取組及び目標達成への取組についての質問でございますが、町民の皆様のカー

ド申請をサポートするため、写真撮影からインターネット経由の申請まで行っているほか、毎週木曜日の窓口延長、それから毎月第2土曜日の休日開庁等を行っているところでございます。今後につきましても、出前講座、ホームページ等を通じてコンビニ交付の利便性やマイナポイント制度を周知することで、マイナンバーカードの申請率の向上に取り組んでまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それでは、再質問させていただきます。なぜ、これを提案したかと申しますと、今、海田町の現状を見ても45パーセントで、本当に政府が目指している令和5年3月31日までに100パーセントの交付が達成できそうですか。それ、教えてください。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）現在におきましては、国と同じ、町としても100パーセントを目指して行っているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）本当に今のままでいくと思っておられますか。それで、一つお聞きしたいんですが、現在、海田町の職員の皆さんは、皆、マイナカードを取得されておりますか、それ、教えてください。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）9月末時点の状況でございますが、職員で47.8パーセントの取得率でございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）40なんぼいうて、ちょっとびっくりしたんですが、やっぱりそこに問題があるんじゃないかと思うんですよね。本当に住んどるところは一体となって、行政が一体になって何とか進めていこうという、その意欲がなかったら、今回、これ失敗しますよ。それで、まずは職員のみんなから取って、こういう利便性があるということを訴えてもらいたいんですよね。その点はどうですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）職員の取得が進みますよう周知等を図ってまいりたいと思います。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）よその、他の市町では本当に真剣にいろんな取組を行っております。例えば、こないだも東広島に聞いたら、会場ね、本庁から支所にも広げていったとか、あ

るところは商品券をね、3,000円の商品券を配るとか、そういうことも努力をして上げております。そういう意味では、今日はちょっと提案したいと思いますが、今、海田町ではネウボラ事業にすごく力を入れておられますけど、その事業について妊婦のお母さんにマイナンバーの案内チラシとかして、御家族でしたらどうですかとか、それを、声掛けを、是非、そんなにお金がかかることでもないんでしていただきたいのと、赤ちゃんを出産したときに、写真をね、記念写真を撮ってしたらどうですかというふうに振り向けて、5年に1回は赤ちゃんは更新がありますので、そういう意味じゃ、思い出にもなるし、そういう取組はどうでしょうか。

- 議長（桑原）マイナンバーカードを普及する取組を話されたんですから。福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）マイナンバーカードの取得率の向上に向けまして、ネウボラ事業をはじめ、様々な施策を通じた周知等も図ってまいりたいと考えております。
- 議長（桑原）大高下議員。
- 6番（大高下）もう一つ、今年から始めた高齢者いきいきポイント事業なんですが、コロナで1月4日から出発したんですが、会館等が皆閉まって、ポイントを押す機会が少なくなっておる、そういう中で今回このポイント、高齢者活動ポイント事業を周知するのにも併せて、是非とも、これは予算がありますので、今回、マイナンバーカードを取得されたら30ポイント与えるとか、そういうことはできないでしょうか。
- 議長（桑原）どなたか答えてあげてください。福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）現在、いきいき活動ポイントについては、既に1月から開始しまして、皆様方に手帳を配布しているところでございます。マイナンバーカードを取得したら、そのポイントというところは、現在その制度は導入しておりませんが、いきいき活動ポイントを通じて、しっかりと皆様方にいきいき活動ポイントの利用の場であるとかで、マイナンバーカードの周知も図っていききたい、出前講座等を通じて図っていききたいというふうに考えております。
- 議長（桑原）大高下議員。
- 6番（大高下）それに、今回促進するために一つ、いきいきポイント制度を利用して促進を図ってほしいというのが趣旨です。それをやっぱり考えてもらえないかな、お金は予算は取ってありますので、それ、プラスするだけです。
- 議長（桑原）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）先ほども答弁いたしました、既に1月から開始をして、利用促

進しているところでございます。その中にポイント付与を、今入れるかという、今現在はちょっと難しいかと思っておりますので、今後の課題として研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）この事業はもう大変な事業だと思うので、まだまだ海田町としても、よその先進事例を本当に採り入れてないなど。今、総務省のホームページにもしっかり載っているのに、今回、今までと違った新たな取組をとというお願いしたのに、それがほとんど入ってないと思うんですが、その点はどうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町長答弁にもございますように、出前講座や様々な機会を捉えて、周知徹底を図ってまいります。新たな施策につきましても、しっかりと福祉保健部のほうで検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）何とか100パーセントを目指して頑張ってもらいたいと思っておりますので、これで終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集いただきたいと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時58分 延会